

第3次佐用町障がい者計画

および

第7期佐用町障がい福祉計画

第3期佐用町障がい児福祉計画

令和6年3月

佐用町

「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記としています。「害」をひらがなで書くことで、障がい者自身に害はないことを啓発して、障がい者への理解を深めたいと考えています。

法律・政令・条例等に規定または使用されている用語・制度・事業や団体名などの固有名詞などは、元の表記である「障害」に従って表記しています。

はじめに

佐用町では、平成 19 年 3 月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」を策定して以来、社会の世情に合うように、また町の福祉の状況を見ながら、これらの計画書を見直してきました。今年は 9 年間に一度の佐用町障がい者計画の策定年にあたり、障がい者に関わる家族や事業所、行政機関から代表者に集まっていただいて新しい計画が策定されました。

およそ 60 年前。昭和 30 年の中ごろには、まだ福祉という言葉が使われ始めたばかりだったそうです。その頃に障がいのあるかたの家族が集まって、思いを共有し共に活動する「手をつなぐ育成会」の発足が、全国で広まりました。

昭和 36 年に兵庫県内では先駆けて、旧佐用町と上月町で「手をつなぐ育成会」が発足しました。また旧佐用町では昭和 43 年に福祉センター(現在の生きがいづくりセンター)が完成しました。同じころに医療や障がい福祉施設も立ち上がって、町に福祉の礎が築かれたと聞いています。

現在では、令和 6 年 4 月から国の施策で合理的配慮が民間事業者にも義務化されるなど、障がいのあるかたもないかたも、同じように安心して暮らせる町づくりを目指すことが求められています。

このたび策定した第 3 次障がい者計画では、基本理念に「笑顔と生きがいを支える温かなまち」を掲げ、障がい者がさまざまな活動に参加して、笑顔で暮らせる町をつくるため、支援の方針や取り組みをまとめました。

さらに、障がいのあるかたの福祉に関するアンケートや当事者団体へのヒアリングなどを踏まえ、第 7 期障がい福祉計画と第 3 期障がい児福祉計画で、サービス量の具体的な数値目標を掲げています。

本町が障がいのある人にとって暮らしやすいまちとなるよう、関係者のみなさまと連携しながら、障がい福祉施策の推進に取り組んで参りますので、みなさまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、佐用町障害福祉計画策定委員会のみなさまをはじめ、アンケートなどにご協力をいただきました多くの方々に御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

佐用町長 庵 途 典 章

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	法的根拠	1
3.	福祉のあゆみ	2
4.	他計画との整合・連携	3
5.	計画の期間	4
6.	計画の策定体制	4
第2章	計画の基本方向	
1.	障がい福祉 まちの課題	5
2.	計画策定のポイント	6
3.	基本理念	7
4.	施策体系	8
5.	計画の推進体制	9
第3章	施策の展開	
1.	地域での生活の支援 ～生活支援・保健・医療～	10
2.	障がいのある児童への支援 ～療育・保育・教育～	17
3.	生きがいをもてる社会づくり～雇用・就業・文化芸術・スポーツ活動など～	20
4.	障がいのある人への理解の促進～差別の解消・交流活動・権利擁護の推進～	22
5.	安全・安心な環境づくり ～生活環境・安全・安心～	25
第4章	第7期佐用町障がい福祉計画	
1.	前期計画の実績と評価	27
2.	令和8年度までの成果と見込量	35
第5章	第3期障がい児福祉計画	
1.	前期計画の実績と評価	53
2.	令和8年度目標値の設定	55
第6章	資料編	
1.	統計からみる町の現状	58
2.	アンケートからみる福祉の現状	67
3.	佐用町障害者地域自立支援協議会設置要綱	79
4.	佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例	81
5.	佐用町障害者福祉計画策定委員会委員名簿	83
6.	策定経過	84
7.	町内の障害福祉サービス等事業所一覧	85
8.	用語解説	86

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

佐用町では、平成19年3月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」を策定しました。

1)障がい者がその人らしく生活できること、2)障がいのある人もない人も共に暮らすこと、3)障がい者自らが生活を定められること、という理念は今も変わらず守られています。

以来、佐用町は3年ごとに障害福祉計画を策定して、時勢と町の実情に合ったサービス量の目標を掲げて福祉施策を進めてきました。

今年度は障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の3つの計画策定年度にあたります。これらの計画において、佐用町の地域や行政の福祉を、法制度の変革や社会情勢の動きに対応させなければなりません。そのため、「第2次佐用町障害者計画」の実績やアンケート・団体調査の結果を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざして、「第3次佐用町障がい者計画および第7期佐用町障がい福祉計画、第3期佐用町障がい児福祉計画」（以下、本計画という）を新たに策定しました。

本計画は、障がい福祉に関わる啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、介護、雇用、教育、生活環境、危機管理など、幅広い分野を対象としています。

2. 法的根拠

本計画は、佐用町が9年間を計画年度としている障がい者計画の策定に合わせ、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の2つの計画を、一体的な計画として策定します。

第3次佐用町障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定される計画です。障がいのある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることによって、佐用町の障がい者施策の指針となるものです。

第7期佐用町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する計画です。障害福祉サービス等の提供の具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策の見込み値を定めた実行計画書です。

第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する計画です。障がい福祉計画と同じように、体制づくりや方策の見込み値を定めた計画書です。

なお、第7期佐用町障がい福祉計画および第3期佐用町障がい児福祉計画の計画年度は3年間となっています。

3. 福祉のあゆみ

(1) 国の動向

国では、平成 19 年に署名した国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障がいのある人の施策の抜本的な見直しが行われました。主なものとしては、「障害者基本法」の改正（平成 23 年）、「障害者総合支援法」の成立（平成 24 年）、「障害者差別解消法」の成立（平成 25 年）、「障害者雇用促進法」の改正（平成 25 年）などがあります。

これらの法整備を経て、わが国は平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准、同年 2 月に国内で同条約が発効しました。

さらに、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正（平成 28 年）により、障がいのあるかたの望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

また、平成 28 年 4 月から施行された「障害者差別解消法」において、公的機関においては、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合に「合理的配慮」をすることが義務付けられました。令和 6 年 4 月からは事業者へも拡大されます。令和 4 年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の推進に関する法律」が制定されました。

これらにより、障がい者が健常者と同じように日常生活や社会生活を営むことができるよう、あらゆる障壁の排除や合理的配慮が必要です。

(2) 兵庫県の動向

兵庫県では、昭和 57 年に「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。この計画はその後、順次改定が行われ、令和 4 年には「第 2 期ひょうご障害者福祉計画」を策定しています。また、障害福祉サービス等の見込量等を定めた実施計画である「第 7 期兵庫県障害福祉実施計画」を令和 5 年度に策定しました。

兵庫県ではこの計画に基づき、福祉、医療、雇用、教育、消費、地域安全、防災など障がいのあるかたを取り巻くさまざまな課題について改善へ向けたとりくみを推進するとともに、県内の市町へ、障がい者福祉事業の指針を示しています。

(3) 本町の動向

これらの計画の進捗状況については、佐用町障害者地域自立支援協議会において毎年、検証を行い、障がいのあるかたや事業所の要望や状況に耳を傾けて、障がい者福祉のいっそうの充実に努めています。平成 25 年には佐用町障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、障がいのあるかたに対する虐待の防止に努めています。

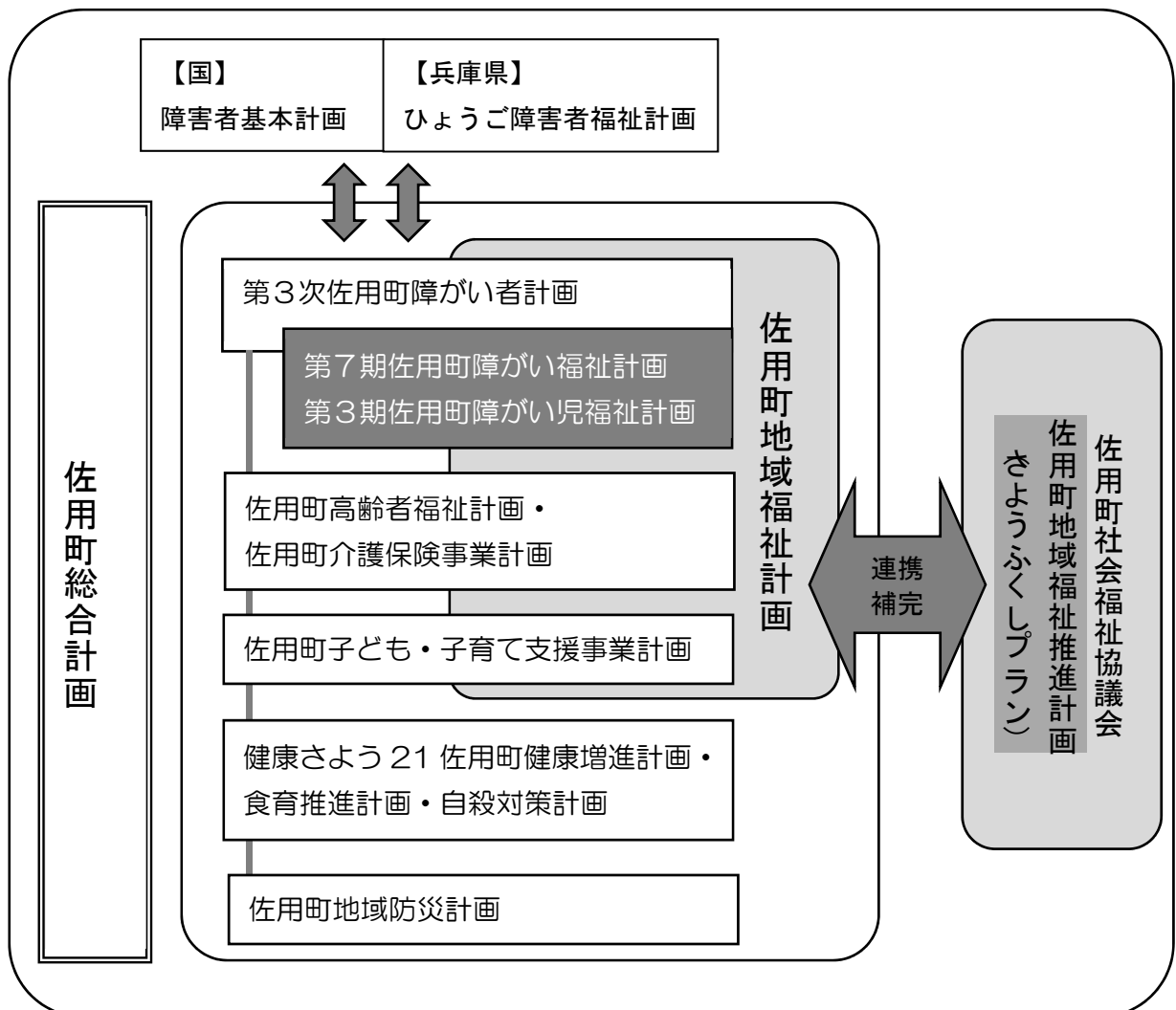
また、平成 29 年 3 月に策定した「佐用町第 2 次総合計画」で、「障がいのある人への理解の促進」「障がいのある児童・生徒への支援」などが主要施策となっています。

令和5年3月に策定した「第2期佐用町地域福祉計画」でも、基本理念を「支え合う 絆がはぐくむ 温かな町」として、困っている人を、地域住民が協力して助け合うとりくみを示し、多様性のある社会への理解を進めています。

4. 他計画との整合・連携

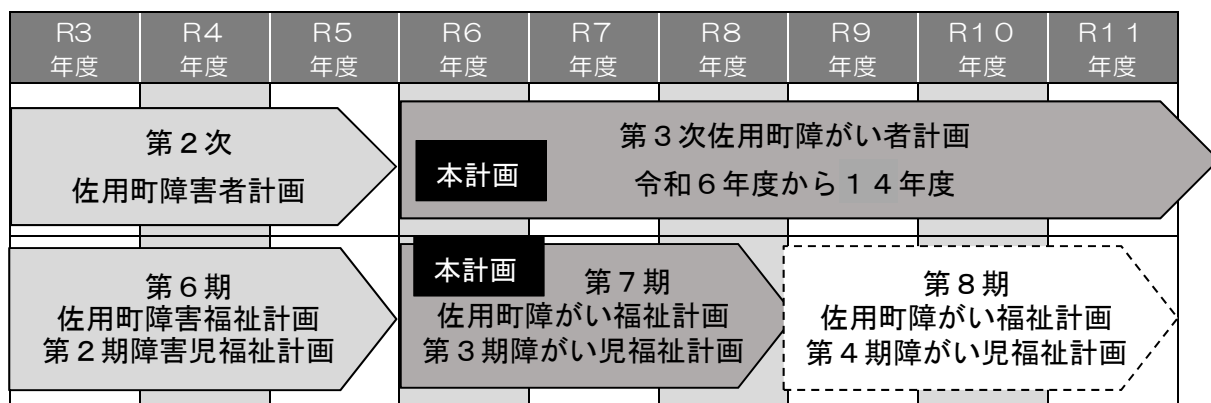
本計画は、国の「障害者基本計画」や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」「兵庫県障害福祉推進計画」などを踏まえるとともに、佐用町社会福祉協議会が策定する「さようふくしプラン」との整合をとって策定しました。

また、本町の施策の基本となる計画である「佐用町総合計画」を最上位計画とし、佐用町地域福祉計画に従うなど、関わるさまざまな計画と連携しています。



5. 計画の期間

佐用町の障がい福祉計画と障がい児福祉計画の実施期間は、国の基本指針の改定に合わせた3年間です。佐用町は障がい者計画を9年間で実施します。



6. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい者福祉に関する学識経験者や、各種団体・事業所の代表者、住民代表のかたなどで構成する佐用町障害福祉計画策定委員会で、町の福祉の状況を踏まえて課題を洗い出し、本計画の基本理念を打ち出し、基本方針やサービス見込量などを審議しました。

◎佐用町障害福祉計画策定委員会（令和5年度中に計3回（11月、12月、1月）開催）

◎パブリックコメント

令和6年1月に計画の原案を公表して意見を募集。意見総数0件

第2章 計画の基本方向

1. 障がい福祉 まちの課題

佐用町の障がい者福祉施策を進めるうえで課題となることがあります。これらを解決する暮らしやすいまちづくりが必要です。

(1) 障がい者の自立した生活への支援

障がい者には、福祉施設を出て家族と暮らしたり仕事に就いたりして、自立した生活を望むかたがあります。その一方で、障がい者自身や、介護する親の高齢化などで、障がい者を家族で支えることが難しくなっています。

障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、相談したり訓練したりする支援の輪を広げることが必要になっています。

(2) 相談体制の充実

障がい者には、体調や生活のことなど、様々な不安があります。また、障がい者の親が要介護になったり亡くなったりした後のことは、当事者だけでなく親も大きな不安があります。

こうした悩みに、町の地域生活支援拠点などを活用し、専門的な知識で相談にのって支援につなげ、障がい者が将来にわたって安心して暮らせる仕組みを充実しなければなりません。

(3) 障がい者への理解促進

障がいがあるために、差別や偏見を感じているかたがあります。障がい者へやさしいまちとなるため、障がいの特性や心の動きを理解できるよう、啓発や交流の事業を進めることが必要です。

(4) 発達障がいのあるかたへの支援

発達障がいやその疑いのある児童が増えています。児童や保護者へ、早期に相談や訓練などを始め、健やかな発達を促すことが望まれています。支援に対するニーズの増加にゆとりをもって応え、安心して子育てに臨める体制が必要です。

(5) 障がい者が生きがいを持って暮らせるまちづくり

障がい者が、文化やスポーツ活動、農作物を作ったり自然に親しんだりするなど、それぞれがやりたいことを実現できるよう、町や関係団体の事業で活動を支援することが必要です。

2. 計画策定のポイント

(1) その人らしい生活の実現

全ての人が、その人らしい暮らしが送れるよう、自立した生活を支援するだけでなく、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重して、共に支え合う共生社会を築きます。

また、地域の中の一員として役割をもって暮らせる、困りごとを相談しあえる地域づくりを進めます。

(2) 自己決定の尊重

生活のあらゆる場面において、自らが選択・決定することができるように、次のことにとりくみます。

○当事者本位の自立した生活を送るために必要となる様々なサービスや支援を行います。

○支援のための施策などの提案や計画等策定へ、当事者を含む町民の主体的な参加を促します。

(3) 合理的配慮

高い壁の向こうが見たいとき、身長の高い人には低い台を、低い人には高い台を置くと、二人は同じように向こう側の景色が見られます。

このように障がいのあるなしや障がいの程度に関係なく、全ての人が平等に暮らせることを基本に、人権や尊厳、自由が守られるよう私たちを取り巻くすべてのことに配慮が必要です。

障壁には物理的なもののほかに、制度や習慣、人々の意識、情報などがあります。誰もが生活しやすいまちづくりを進めるため、これらの障壁に合理的配慮で支え合うことが求められます。

3. 基本理念

基本理念

笑顔と生きがいを支える温かなまち

障害者基本法第1条に、「障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要がある。」と規定されています。

私たちの町で、すべての人が、その人らしく笑顔で暮らせることは、それぞれの個性が尊重され、誰もが安心して同じ立場で暮らしている証です。

そこで、私たちは「笑顔と生きがいを支える温かなまち」をめざし、基本理念として定めます。

4. 施策体系

基本理念

笑顔と生きがいを支える温かなまち

基本方針	施策の内容
1. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～	(1) 地域で支える基盤づくり (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 居住支援の充実 (4) 保健・医療の充実 (5) 相談支援体制の充実 (6) 情報に対する利便性の向上
2. 障がいのある児童への支援 ～療育・保育・教育～	(1) 保育・教育における支援体制の充実 (2) 障がいのある児童への療育の充実 (3) インクルーシブ教育システムの構築
3. 生きがいを持てる 社会づくり ～雇用・就業、文化芸術 活動、スポーツ活動等～	(1) 障がい特性に応じた就労支援や 多様な就業機会の確保 (2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
4. 障がいのある人への理解促進 ～差別の解消、交流活動、 権利擁護の推進～	(1) 障がいを理由とする差別の解消 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動等の促進 (4) 権利擁護の推進
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進

5. 計画の推進体制

(1) 協働の推進

障害福祉サービスの推進には、佐用町社会福祉協議会や佐用町地域自立支援協議会と連携を深め、相談事業所やサービス提供事業者をはじめとする関係機関や関係団体のほか、地域団体やボランティア団体などとの協力が不可欠であることから、これらとのネットワークをいっそう強化します。

(2) 国・県・近隣自治体との連携

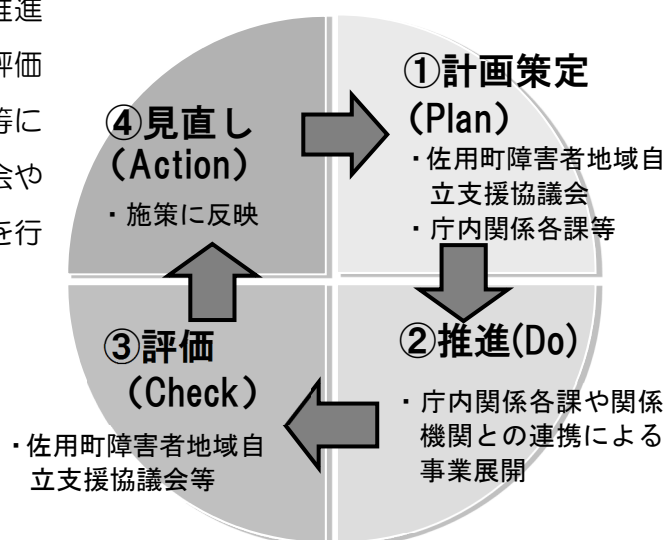
障がいのあるかたや児童に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本町だけのとりくみでは不十分な点があります。これを補うために、圏域ですすめる西播磨療育事業などのように、国・県や近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

(3) 計画の周知

本計画を実効性のあるものにするためには、地域住民の理解と参画が不可欠であることから、本計画の概要版や広報誌・ホームページなどを通じて地域住民に対する周知・啓発を継続的に行い、官民協働による福祉のまちづくりを推進します。

(4) 計画の点検と評価

障害者総合支援法で、障がい者福祉の推進に示されているPDCA（計画→実施→評価→改善）サイクルで、各施策の実施状況等について、佐用町障害者地域自立支援協議会や当事者の声に耳を傾け、計画の進捗管理を行います。



第3章 施策の展開

計画の施策体系に基づいて進める施策のとりくみを、それぞれを具体的に示します。

1. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～

(1) 地域で支える基盤づくり

○障がいのある人の自立した生活を支援するために、各主体のとりくみを推進し連携を図ることで、住み慣れた地域での生活がよりよいものとなる基盤づくりに努めます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	佐用町障害者地域自立支援協議会の運営	佐用町障害者地域自立支援協議会を運営し、地域の保健・医療・福祉・就労・教育機関と障がいのある人をつなぎます。個別支援会議の開催やサービス担当者会議等を活用し、障がいのある人のニーズに応じて支援します。
2	ケアマネジメント手法の導入	相談支援事業者と連携し、障がいのある人の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向等一人ひとりのニーズを把握し、当事者の置かれている環境、地域性などに適した支援を行います。
3	地域生活移行支援の充実	地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、広域的なサービスを調整することで、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また、強度行動障害のある人が地域で生活できるよう支援します。
4	コミュニケーション支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、日常生活において意思の疎通に支障がある人とのコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員や要約筆記者を配置します。
5	福祉サービス従事者のスキルアップ	相談支援をはじめとする障害福祉サービスを提供する者の育成を目的とした各種養成研修の受講を進めて、サービスの質を高めます。
6	交通費の助成	障がいのある人の生活を安定させるため、通園施設利用者、障害児通所、地域活動支援センター利用者、町外医療機関通院者（児）に対し、交通費の半額を助成します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
7	移動支援事業の充実	外出や余暇活動等の日常生活において、障がいのある人が円滑に外出できるよう、自宅まで迎えに行くデマンド方式の外出支援サービス事業(さよさよサービス)を継続します。
8	移動に対する経済的支援	障がいのある人の自動車運転免許の取得や、自動車の運転に必要な改造に要する費用の助成制度をお知らせして、障がいのある人の社会参加を支援します。また、障がいのある人の通院や買い物などの外出を支援するタクシー乗車運賃助成事業を行います。
9	広域による第三者評価事業の充実	事業者の提供するサービスの質を、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会と連携を図り、播磨地域福祉サービス第三者評価機構の充実に努めます。
10	サービスに対する苦情への対応	福祉サービス利用者と提供者との間で生じたトラブルの解決として、公正・中立な第三者機関の兵庫県社会福祉協議会の運営適正化委員会を周知して、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。

(2) 障害福祉サービスの充実

○障がいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた居宅で生活し続けることができるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。さらに、広域での連携を促進することで、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいのある人等が、日中活動にとりくむことができるサービスの確保に努めます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	訪問系サービスの充実	在宅の障がいのある人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、入浴、排せつ、食事の介護等を行う訪問系サービスについて、障がい特性や多様化するニーズに対応できるよう、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。
2	日中活動サービスの充実	特別支援学校の卒業生、施設退所者、病院からの退院者等の障がい特性や日中活動のニーズに対応できるよう、広域的なサービスの調整と新規事業者の参入、既存サービスの拡張など働きかけ、サービス提供体制を充実します。
3	日常生活用具の給付	医療機関や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者と連携して、日常生活用具の利用を進め、生活を向上させます。
4	補装具費の支給	医療機関や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者と連携して、補装具の利用を進めます。
5	訪問入浴サービス等の充実	家庭において入浴することが困難な重度身体障がいのある人の訪問入浴サービス事業等を充実させ、障がいのある人やその家族の日常生活や社会生活を支援します。
6	住宅改修の支援	障がいのある人が障がいに応じた居住空間を確保できるよう、「人生いきいき住宅助成事業」と「障害者等住宅改修費給付事業」の利用を促進します。

(3) 居住支援の充実

○入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を進めるため、その人が望む生活が送れるよう、住まいの場や活動場所を確保する事業に努めます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	居住系サービスの充実	居住系サービスは、障がいのある人に適切な住まいの場を提供する必要不可欠なサービスです。施設の不足等がないよう関係機関と連携を図って、サービス供給の基盤づくりに努めます。
2	日中一時支援の充実	障がいのある人の活動の場や、障がいのある児童の放課後等の居場所づくりで、家族が仕事に就けるよう支援したり介護の負担を軽減したりする日中一時支援事業を進めます。
3	生活の場の確保	障がいのある人がその人らしい暮らしができるよう、グループホームなどの生活の場を確保するとともに、グループホームを設置する社会福祉法人等の事業拡大を支援します。また、グループホーム利用者の負担を軽くするために、家賃を助成します。
4	地域活動支援センターの利用促進	障がいのある人の社会参加、居場所づくりとして、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促す地域活動支援センターの利用を進めます。また、ひきこもり者やアルコール依存者の支援のため、情報提供に努めます。
5	施設サービスの充実	地域生活が困難な障がいのある人が、身近な地域で必要な施設サービスが受けられるよう支援します。また、事業者に対し、広域的なサービス調整と既存サービスの拡張等を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。さらに、第三者評価の受審を促し、サービスの質を向上します。

(4) 保健・医療の充実

○障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に努めるとともに、心と体の健康づくりを進めるために、保健や医療のサービスを提供します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	医療費の負担軽減	自立支援医療制度、重度障害者医療費助成制度、高齢重度障害者医療費助成制度等の障害者医療費助成制度の周知に努め、対象者の事業利用を促し、障がいのある人やその家族の経済的負担を軽減します。
2	各種手当制度等の周知	障害者年金、国の特別障害者手当や特別児童扶養手当等、所得保障制度の情報を周知して、対象者に受給を促します。
3	障害者手帳等の取得によるサービスの利用促進	障害者手帳等の取得により受けられることができる税の軽減制度やその他サービスの情報を、手帳交付時をはじめ、役場窓口での対応時に周知します。また、これらの情報を障がい者へ分かりやすく伝えることを念頭に、案内、ホームページ、広報誌などの作成に努め、サービス利用者の経済的負担を軽減します。
4	心身障害者扶養共済制度の加入促進・補助	障がいのある人の親や介護者が死亡または重度障がい者となったときの生活の安定を保障する心身障害者扶養共済制度について周知を図り、加入を勧めます。また、加入者の生活安定のために掛金補助を充実させます。
5	サービス利用者の負担軽減	障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用負担の一部について、所得に応じた負担軽減を行います。
6	自立支援医療の給付	心身の状態をやわらげ、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、指定医療機関、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センターと連携し、自立支援医療を適切に給付します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
7	在宅医療・訪問看護の推進	外出困難な障がいのある人や高齢者が、できる限り住み慣れた地域で継続的・包括的に医療が受けられるよう、在宅医療・訪問看護の充実を医療機関等に働きかけます。また、負担が軽くなる方法を関係者で相談します。
8	健康づくり活動の充実	障がいの発生の原因となる疾病やその重度化を未然に防ぐため、町民へ健康づくりへの関心を高めるとともに、地域や家庭における町民の主体的な健康づくりを支援します。
9	こころの健康づくり	こころの健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知識を普及啓発するとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校等と連携し、相談などのサポート体制を充実します。また、自殺予防対策にもとりくみます。
10	リハビリテーションの充実	町内医療機関や県立西播磨総合リハビリテーションセンター等と連携し、自立と社会参加の支援のために必要な、医学的・社会的・職業的リハビリテーションサービスが受けることができるよう努めます。

(5) 相談支援体制の充実

○相談支援体制の連携と障がい者相談員の活動等を充実させることで、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	相談支援体制の連携	福祉・医療サービスの利用方法や将来の生活のことなど、障がいのある人やその家族が持っている様々な不安やニーズを、相談支援事業者やサービス事業者、民生委員・児童委員、県等関係機関と連携し、安心して相談できる体制を強化します。
2	相談支援事業の充実	障がいのある人やその家族からの相談に応じて、適切な情報やアドバイスが提供できるよう、相談支援事業を充実させます。
3	障害者相談員の活用	障がいのある人やその家族の困りごとに、適切な情報提供や不安解消につながるよう身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員に、積極的な相談活動を促します。県、圏域等で開催される障害者相談員研修で相談員のスキルを高めます。

(6) 情報に対する利便性の向上

○情報発信にも合理的配慮に努め、必要な情報が十分に伝わるよう工夫します。また、選挙における配慮として、投票所のバリアフリー化を推進することで、障がいのある人の社会参加を促します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	情報提供の充実	障がいのある人に関連する行政情報や障害福祉サービスについて、広報誌、防災行政無線、CATV、インターネット、リーフレットの配布等、あらゆる媒体を活用し、情報を周知します。
2	情報提供の配慮	聴覚障がいのある希望者には、防災行政無線文字表示機を貸与したり、緊急放送をファクスで送信したりするとともに、町のホームページには放送内容を掲載します。119番の救急要請をスマートフォンのアプリで行えるネット119の利用を勧めます。
3	情報入手のアクセシビリティ(利便性)の向上	インターネットの情報が入手しにくいことによるデジタルデバインド(情報格差)が生じないように、情報伝達先の対象者層のスキルに配慮して情報提供します。

2. 障がいのある児童への支援 ～療育・保育・教育～

(1) 保育・教育における支援体制の充実

○障がいのある子どもも、ない子どもも、のびのびと日常生活を過ごし、障がい者のことを学ぶ機会を増やして、双方の豊かな人格を形成します。また、子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した適正な就学指導を行い、就学相談も充実させます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	発達障がいへの対応	自閉症、アスペルガー症候群や、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある児童に対する支援体制を充実するため、個別の教育支援計画がしっかりと作られるよう関係機関と連携します。また、教職員研修を実施して、児童への指導力を高めます。
2	適正な就学指導	障がいのある子どもの就学に関する悩みや不安を解消するため、保護者の意向を尊重しつつ、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した、就学相談を充実させます。
3	学校施設のバリアフリー化	特別な教育的支援を必要とする障がいのある子どもが安心して就学できるよう、階段昇降機、多目的トイレ、スロープ、手すりの設置等、学校施設におけるバリアフリー化等の「合理的配慮」と「基礎的環境整備」を計画的に進めます。
4	特別支援教育の充実	特別な教育的支援が必要とされる児童に対して、そのニーズに応じた指導が適切に行えるよう、スクールアシスタントを増員するとともに、障がい種別に応じた教材・備品の拡充等を通して、教育環境をユニバーサル化します。
5	障がい児通所支援の充実	障がいのある子どもが、身体や精神の状況、置かれている環境に応じた適切な個別指導や訓練が受けられるよう、広域連携を図りながら、児童発達支援センターでの、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を実施します。
6	専門機関等幅広いネットワークの確立	医療機関、特別支援学校、福祉機関等が幅広いネットワークを形成して、各学校を支援します。

(2) 障がいのある児童への療育の充実

○母子保健を充実させつつ、障がいの早期発見に努めます。さらに、障がいのある乳幼児や家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制を構築するとともに、各主体が連携することで、継続的な支援体制を充実させます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	母子保健の充実	妊婦に母子健康手帳を交付して、保健指導を充実させ、妊娠・出産・育児の不安を軽減し、母子と家族の健康を支えるため、ハイリスク妊婦への指導と支援を行います。また、妊婦や乳幼児をもつ保護者に対して、保健師や栄養士が家庭訪問をするなど、伴走支援をします
2	障がいの早期発見	乳幼児健診等により、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援するとともに、障がいの早期発見により、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、保育園、学校等と連携します。
3	健康診査等の充実	身体障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の早期発見、慢性化を予防するため、基本健康診査や各種がん検診等の体制を充実し、受診率を向上させるとともに、医療機関、福祉機関と連携して事後指導を強化します。
4	療育体制の充実	早期療育への支援体制を充実させるため、西播磨療育相談、保育園巡回相談等により、療育の必要な児童の早期発見に努めます。また、ペアレントトレーニングを行って、保護者の理解を深めます。

(3) インクルーシブ教育システムの構築

○インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性や能力に応じた指導が受けられる教育を進めます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	特別支援教育コーディネーターを中心とした連携	特別支援教育コーディネーターを中心とし、各学校における特別支援の研修を実施するとともに、関係機関との協力体制を整えます。

3. 生きがいをもてる社会づくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ活動など～

(1) 障がい特性に応じた就労支援および多様な就業機会の確保

○さまざまな場面で障がいのある人が働ける基盤づくりに努めつつ、障がいのある人が幅広く働けるよう、広域で連携して働く場を広げます。また、事業所が持つ障がい者雇用の不安を解消します。

○障がいのある人の就労を支援するだけでなく、長く働き続けたり仕事をやめても再び働けたりできるよう支援します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	日中活動サービスの充実	障がいのある人の特性やニーズに対応できるよう、サービス供給基盤を充実させます。また、本人や家族が安心して訓練から就労へ移行できるよう、サービスと関係各機関との連携を深めます。
2	企業への啓発	ハローワークや商工会等関係機関と連携し、町内にある民間企業や事業主に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障がい者雇用の促進に向けたとりくみを検討します。また、国や県等の障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置等について周知します。
3	就労支援の充実	障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク、特別支援学校、企業、施設等のネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策と連携して、障がい者雇用を促進する体制の整備を進めます。
4	福祉的就労の充実	就労を希望する障がいのある人が、希望する職場で働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業等を通じて、福祉的就労を支援します。
5	授産品の販売支援	町が関わるイベントにおいて、授産品等の販売スペースを確保したり、イベントへの出展を勧めたりして、販売と活動の啓発を支援します。また、町内の事業所に販売を進めて、町ぐるみで活動を支援します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
6	町の発注物品、役務調達による支援	授産施設等から供給される物品や役務を、地方自治法に定める随意契約により優先的に調達します。また、障がい者福祉を目的とする事業所から優先的に物品や役務の提供を受けられるよう検討します。

(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障がいのある人が文化芸術活動等の生涯学習に親しみ、各種イベントに気軽に参加し、自己実現や社会参加の機会を広げることができるよう支援します。また、障がい者スポーツを振興するとともに参加を支援します。また、とりくみの周知に努めます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	障がいのある人の学習活動支援	障がいのある人の学習活動を促すため、各種講座等の内容を工夫するなど、社会福祉協議会やNPO法人等と連携し、障がいのある人に配慮した事業を実施します。
2	文化活動の支援	障がいのある人が文化活動等を通して自己実現や社会参加の機会を広げることができるよう、社会福祉法人や支援団体等が行うイベントの開催やサークル活動を支援します。
3	スポーツ活動の支援	幅広いスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強や交流ができるよう、障がい者スポーツを普及します。障がいのある人が興味に応じて参加できる障がい者スポーツ競技大会の開催を支援します。また各種ボランティア関連団体等との連携により、障がい者スポーツを振興します。
4	施設利用の促進	障がい者団体等の積極的な文化活動やスポーツ活動への参加を促すため、施設利用料の一部を免除します。

4. 障がいのある人への理解の促進

～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

(1) 障がいを理由とする差別の解消

○障がいのある人が差別を受けたり、暮らしにくさを感じたりすることがないように、「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を啓発し、差別の解消につなげます。また、地域で見守れる意識を高めたり、障がい者が相談しやすい環境づくりに努めたりして、障がい者が住み心地良いまちづくりを進めます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	町民への啓発	広報誌やインターネット、CATV等を活用し、町民が正しく障がい者のことを理解できるよう啓発します。また、障がい者団体等と連携し、イベントやフォーラムなどで、障がいのある人への理解を深めます。
2	相談事業等の充実	障がいのある人の困りごとが解消されるよう、相談業務を充実します。また、障がいのある人の福祉用具や財産管理、地域や職場での人間関係等、様々な相談に応じる障害者基幹相談支援センターの設置を検討します

(2) 福祉教育の推進

○各学校・家庭・地域等において、町民が人権や福祉について学ぶことができる機会を増やすとともに、障がいの有無にかかわらず、児童がともに育ち合うことができる環境をつくります。

No.	主なりくみ	とりくみ内容
1	福祉教育の充実	児童や生徒が障がいのある人に対する正しい理解を深めることができるよう、学校教育において、模擬体験等の授業をとおして福祉教育を進めます。また、福祉団体や地域の団体と連携し、地域における福祉教育を充実します。
2	交流学习の推進	障がいの有無にかかわらず、児童や生徒が日常的なふれあいやともに活動する機会を通じて、互いに理解を深め合い、豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常の学級、小・中・高等学校等と特別支援学校などとの交流を進めます。

(3) ボランティア活動等の促進

○ボランティア等の活動への援助をはじめ、ボランティア活動等に携わる人材の養成と確保をすることで、団体が継続的に活動できるよう支援します。

No.	主なりくみ	とりくみ内容
1	ボランティアセンター機能の充実	社会福祉協議会と連携し、団体の育成や会員の募集など、ボランティア活動を支援します。また、障がいのある人とボランティアがつながるようコーディネートできる体制をつくります。
2	ボランティアの養成支援	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催し、ボランティア活動に携わる人材を養成します。また、広報誌等を通じ、町民へボランティア活動への参加を促します。
3	ボランティアの活用促進	障がいのある人の社会参加を支援する手話や要約筆記奉仕員の派遣、障がいのある人の健康づくり、スポーツ活動、文化活動等に、ボランティアや福祉団体を積極的に活用します。

(4) 権利擁護の推進

○権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う機関と連携し、対象者の早期発見に努めて、障がいのある人の財産の保全管理や日常生活を支援します。加えて、障がいのある人が、どんなときでも、誰もが持っている権利が守られるように、広く活動を周知していきます。また、障がいのある人への虐待防止に向けたネットワークを構築します。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	成年後見制度の普及と啓発	知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人の保護(財産管理や身上監護)を目的に、代理権や同意権、取消権が与えられた後見人等が行う成年後見制度を啓発し普及します。
2	西播磨圏域の市町との連携	西播磨圏域の市町と連携し、高齢者や障がいのある人へ成年後見制度の普及啓発を行って、相談や家庭裁判所への申し立て支援等を行うとともに、市民後見人の養成や支援を行う西播磨成年後見支援センターの活動を支援します。
3	日常生活自立支援事業の利用促進	障がいによって適切な判断が難しい人に、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業について、事業を実施する社会福祉協議会と連携し、制度を普及します。
4	障がいのある人への虐待防止	障害者虐待防止センターが、虐待防止や早期発見に努めます。虐待防止ネットワーク会議を開催して、高齢者や要保護児童と共通の虐待防止ネットワークを構築します。
5	選挙参加への配慮	投票所のバリアフリー化や選挙情報のアクセシビリティ向上だけでなく、障がいの有無にかかわらず選挙へ参加できる配慮に努めます。

5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～

(1) 福祉のまちづくりの推進

○歩道や公園、建築物等のバリアフリー化を進め、行動に困っている人があれば手を貸してあげて、障がいのある人や高齢者が安心してまちに出かけることができる環境をつくります。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	町の設備のバリアフリー化	幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックや信号機の設置、多目的トイレ設置等、障がいのある人が、安全かつ快適に外出ができる環境を整備します。
2	建築物のバリアフリー化	すべての町民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づいた公的施設の整備を進め、民間事業者が設置する不特定多数の町民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について、助言・指導活動を行います。
3	福祉マップの整備	障がいのある人が安心して外出できるよう、町内の公共施設、店舗、医療施設等のバリアフリー整備状況の情報を提供するため、障がい者団体とも連携しながら、「福祉マップ」を整備します。
4	道路上の障害物除去	公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車等は、車いす利用者や視覚障がいのある人などにとって移動の障害となるため、関係機関と連携し、除去・撤去指導を行います。
5	町内移動手段の充実	障がいのある人や高齢者などの社会参加を促進するため、外出支援サービス事業（さよさよサービス）を継続します。

(2) 防犯・防災対策の推進

○障がいのある人をはじめ、町民が犯罪や消費者トラブルなどの被害にあわないように、防犯意識を啓発するとともに、関係機関や団体と連携して防犯情報を共有します。また、災害等の緊急事態発生時に、一人で避難することができない障がいのある人や高齢者等の災害時避難行動要支援者（以下「災害時要支援者」と呼びます）へ、適切な情報提供と避難の支援が行えるよう、個別計画を作成します。指定避難所や福祉避難所では合理的配慮にもとづいた支援ができる体制を整えます。

No.	主なとりくみ	とりくみ内容
1	防犯意識の啓発と支援	障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害にあわないよう、家族や地域住民が一体となって防犯意識を高めます。
2	安全・安心コミュニティの構築	災害時要支援者の台帳を整え、災害時に避難支援や安否確認が行えるよう、自治会や地域住民が、民生委員・児童委員、関係機関と連携して、個別の避難計画を作成して災害に備えます。
3	情報連絡体制の整備	障がいのある人へ災害状況や避難所開設などの緊急情報が伝わるよう、防災行政無線放送やファクスなどを使って情報提供します。
4	防災知識の普及	災害時要支援者の避難計画の作成や避難を支援する気持ちが醸成されるよう、広報誌やホームページ等を活用して、防災への意識の啓発に努めます。また、町が行う防災訓練へ、要支援者や障がいのある人の避難訓練を行うなど、災害弱者への防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。
5	避難所での安全確保	学校や体育館等の指定避難所は、障がいのある人等が安全に避難できるよう、バリアフリー化を進めます。また、指定避難所での集団生活が困難な障がいのある人に対し、福祉避難所を確保するとともに、医療機関（および社会福祉施設）と連携し、福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる体制を整えます。

第4章 第7期佐用町障がい福祉計画

第3次佐用町障がい者計画の理念「笑顔と生きがいを支える温かな町」にもとづき、各施策を実現するために、第7期佐用町障がい福祉計画を策定しました。第6期の計画策定時の計画と実績をもとに、令和8年度までの3年間の目標値を定め、福祉のまちづくりを進めます。

1. 前期計画の実績と評価

1-1 障害福祉サービス等の提供状況

(1) 訪問系サービス

「第6期佐用町障害福祉計画」（以下、「前計画」という）の期間における居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用人数は横ばいとなっており、ほぼ計画どおりとなりました。行動援護と重度障害者等包括支援は、利用者がありませんでした。

(月平均)

		利用人数（人）			利用時間（時間）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
居宅介護	実績値	16	18	18	227	211	216
	計画値	18	18	18	216	216	216
	達成率	88.9%	100.0%	100.0%	105.1%	97.7%	100.0%
重度訪問介護	実績値	1	1	1	292	288	275
	計画値	1	1	1	275	275	275
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	106.2%	104.7%	100.0%
同行援護	実績値	2	1	1	18	18	13
	計画値	1	1	1	12	13	13
	達成率	200.0%	100.0%	100.0%	150.0%	138.5%	100.0%
行動援護	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
重度障害者 等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
【合計】	実績値	19	20	20	537	517	504
	計画値	20	20	20	504	504	504
	達成率	95.0%	100.0%	100.0%	106.5%	102.6%	100.0%

(2) 日中活動系サービス

生活介護は、令和3年度4年度の延べ利用者人数が計画値よりも実績が下回っています。利用人数はほぼ計画値どおりとなっています。

自立訓練（機能訓練）は利用がありませんでした。自立訓練（生活訓練）は令和元年度以降、利用はありませんでした。

就労移行支援は、利用人数・日数とも計画値を下回っています。また、就労継続支援A型・B型は、ほぼ計画値どおりとなっています。就労定着支援は、令和3年度に1人の利用がありました。

療養介護は、計画値どおりの推移となっています。

短期入所は、令和3年度4年度の実績が計画値より減少しており、新型コロナウイルス感染防止による利用控えや、事業所の受け入れができなかったことが考えられます。

(月平均) 「-」の項目は設定値(県報告)なし

		利用人数(人)			延利用者数(人日) [*]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
生活介護	実績値	91	92	93	1861	1852	1953
	計画値	93	93	93	1953	1953	1953
	達成率	97.8%	98.9%	100.0%	97.8%	94.8%	100.0%
自立訓練 (機能訓練)	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
自立訓練 (生活訓練)	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
就労移行支援	実績値	1	1	2	13	4	22
	計画値	2	2	2	22	22	22
	達成率	50.0%	50.0%	100.0%	59.1%	18.2%	100.0%
就労継続支援 (A型)	実績値	11	10	10	215	192	190
	計画値	10	10	10	190	190	190
	達成率	110.0%	100.0%	100.0%	113.2%	101.1%	100.0%
就労継続支援 (B型)	実績値	36	38	42	636	644	840
	計画値	42	42	42	840	840	840
	達成率	85.7%	90.5%	100.0%	75.5%	76.7%	100.0%
就労定着支援	実績値	1	0	1	-	-	-
	計画値	0	0	1	-	-	-
	達成率	100%	0%	100%	-	-	-

療養介護	実績値	3	3	3	—	—	—
	計画値	3	3	3	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
短期入所	実績値	5	4	8	43	33	65
	計画値	7	8	8	49	65	65
	達成率	71.4%	50.0%	100.0%	87.8%	50.8%	100.0%

※延利用者数（人日）＝月平均利用人数（人）×月平均利用日数（日）

（３）居住系サービス

共同生活援助、施設入所支援は、やや増減はみられますが、ほぼ計画値どおりとなっています。自立生活援助は、利用者がありませんでした。

（月平均）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込値）
共同生活援助	実績値（人）	26	27	28
	計画値（人）	25	26	27
	達成率	104.0%	103.8%	103.7%
施設入所支援	実績値（人）	62	62	62
	計画値（人）	64	63	62
	達成率	96.9%	98.4%	100.0%
自立生活援助	実績値（人）	0	0	0
	計画値（人）	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

（４）相談支援

計画相談支援は、ほぼ計画値どおりの推移となっています。地域移行支援と地域定着支援は、利用者がありませんでした。

（月平均）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込値）
計画相談支援	実績値（人）	26	30	26
	計画値（人）	26	26	26
	達成率	100.0%	115.4%	100.0%
地域移行支援	実績値（人）	0	0	0
	計画値（人）	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%
地域定着支援	実績値（人）	0	0	0
	計画値（人）	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%

1-2 地域生活支援事業の提供状況(必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

新型コロナウイルス感染防止のため事業を実施しませんでした。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
理解促進研修・ 啓発事業	実績 (実施の有無)	なし	なし	なし
	計画 (実施の有無)	あり	あり	あり

(2) 自発的活動支援事業

令和元年度までは「佐用町当事者交流会」として実施していましたが、令和4年度まで新型コロナウイルス感染防止のため事業を実施しませんでした。令和5年度は実施しました。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
自発的活動支援 事業	実績 (実施の有無)	なし	なし	あり
	計画 (実施の有無)	あり	あり	あり

(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業は、町が委託している1か所と、事業所が実施する事業で実施しています。基幹相談支援センターは、設置に向けて業務を行いましたが入材が確保できず設置できませんでした。基幹相談支援センター等機能強化事業と住居入居等支援事業は、前計画期間中の実施はありませんでした。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
障害者相談支援事業	実績値 (か所)	1	1	1
	計画値 (か所)	1	1	1
	達成率 (%)	100%	100%	100%
基幹相談支援センター	実績 (設置の有無)	なし	なし	なし
	計画 (設置の有無)	なし	なし	あり
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績 (実施の有無)	なし	なし	なし
	計画 (実施の有無)	なし	なし	なし
住居入居等支援事業	実績 (実施の有無)	なし	なし	なし
	計画 (実施の有無)	なし	なし	なし

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、前計画期間中の利用はありませんでした。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
成年後見制度 利用支援事業	実績値 (件)	0	0	0
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率	0%	0%	0%

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、前計画期間中に実施できませんでした。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
成年後見制度法人後見支援事業	実績 (実施の有無)	なし	なし	なし
	計画 (実施の有無)	なし	なし	あり

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、派遣回数が計画値を大きく上回っています。

手話通訳者設置事業は、前計画期間中の設置はできませんでした。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実績値(回)	21	34	8
	計画値(回)	8	8	8
	達成率	262.5%	425.0%	100.0%
手話通訳者設置事業	実績値(人)	0	0	0
	計画値(人)	0	0	0
	達成率	-	-	-

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、前計画期間中の修了者はありませんでした。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
手話奉仕員養成研修事業の修了者数	実績値(人)	0	0	0
	計画値(人)	0	0	1
	達成率	-	-	0.0%

(8) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、年度や用具によって増減が異なりますが、合計件数では、ほぼ計画値どおりとなっています。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
介護・訓練支援用具	実績値 (件)	0	0	1
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率	0%	0%	100.0%
自立生活支援用具	実績値 (件)	2	3	3
	計画値 (件)	3	3	3
	達成率	66.7%	100.0%	100.0%
在宅療養等支援用具	実績値 (件)	1	0	3
	計画値 (件)	3	3	3
	達成率	33.3%	0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	実績値 (件)	1	1	2
	計画値 (件)	2	2	2
	達成率	50.0%	50.0%	100.0%
排せつ管理支援用具	実績値 (件)	444	342	500
	計画値 (件)	500	500	500
	達成率	88.8%	68.4%	100.0%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実績値 (件)	1	1	1
	計画値 (件)	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
【合計】	実績値 (件)	449	347	510
	計画値 (件)	510	510	510
	達成率	88.0%	68.0%	100.0%

(9) 移動支援事業

移動支援事業は、令和3年度と4年度は利用者数が計画値を大きく下回っていましたが、令和5年度は計画値どおりとなっています。

(年間)

		利用人数 (人)			延利用時間 (時間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
移動支援	実績値	2	2	7	67	30	140
	計画値	6	7	7	55	60	60
	達成率	33.3%	28.6%	100.0%	121.8%	50.0%	100.0%

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、町内に委託する1か所で実施しています。町外のセンターを利用するかたもあります。()は町外の事業所の利用です。

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
【町内】 実施所数	実績値 (か所)	1	1	1
	計画値 (か所)	1	1	1
	達成率 (%)	100.0	100.0	100.0
【町内外】 利用者数	実績値 (人)	15(1)	15(2)	15(2)
	計画値 (人)	15(2)	15(2)	15(2)
	達成率 (%)	94.1	100.0	100.0

2. 令和8年度までの成果目標と見込量

2-1 成果目標の設定

障がいのあるかたの地域生活移行や就労支援に関する目標などについて、国の基本指針等を踏まえ、令和8年度（2026年度）までの数値目標を設定します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行。 ○令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減。
------	---

■ 成果目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	62人	
【目標】地域生活移行者数	2人	（A）のうち、令和8年度末までに地域生活に移行するかたの目標値
	3.2%	
【目標】施設入所者の削減	1人	（A）の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
	1.6%	
令和8年度末時点の施設入所者	61人	令和8年度末の利用者数見込み

■ 成果目標設定の方針

地域生活移行者は、高齢化率の高い佐用町の実情を考慮し、国の指針より低めの3.2%に当たる2人を目標とします。

施設入所者の削減については、上記2人の地域生活移行に加え、新たに1人が施設に入所すると見込み、1人の削減を目標とします。

これにより、令和8年度末の施設入所者数は61人となる見込みです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築

国の指針	<p>○精神障がい者の精神病棟から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 325.5 日以上とする。</p> <p>○精神病床における早期退院率を 3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上とする。</p>
------	--

■ 成果目標

項目	成果目標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の実施回数	1	1	1

■ 成果目標設定の方針

精神障がいにも対応した地域包括システムについては、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、佐用町障害者地域自立支援協議会など、既存の協議体を活用して効果的に運用します。

精神障がい者の地域生活への移行では、国の指針で示された数値が達成できるよう、地域での生活を保健・医療・福祉関係者が連携して支援し、地域住民への理解促進を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

国の指針	<p>○令和 8 年度末までの間、地域生活支援拠点等を各市町村に整備し、コーディネーターの配置による効果的で緊急時にも対応できる体制を構築する。</p> <p>○各市町村または圏域において、強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。</p>
------	---

■ 成果目標

項目	成果目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備および運営状況の検証、検討	あり	あり	あり
強度行動障がい者への支援体制	あり	あり	あり

■ 成果目標設定の方針

地域生活支援拠点は町内に1か所設置されています。今後は関係機関と連携し、緊急時の受け入れ体制を強化します。

強度行動障がい者へは、ケースに応じて県や関係事業所と連携して、入所や地域生活を支援します。

また、グループホームでの生活を希望する人や強度行動障がいのある人のニーズに応じて、地域で生活できるよう支援します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。 ○就労移行支援事業について、令和8年度に、一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍以上とする。 ○就労継続支援 A 型事業について、令和8年度に、一般就労への移行実績を、令和3年度実績の概ね1.29倍以上とする。 ○就労継続支援 B 型事業について、令和8年度に、一般就労への移行実績を、令和3年度実績の概ね、1.28倍以上とする。 ○就労定着支援事業の利用者数を、令和8年度に、令和3年度の1.41倍以上とする。
------	--

■ 成果目標

項目		数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行者総計 (S)		1人	令和3年度の一般就労への移行者数
事業内訳	就労移行支援事業 (A)	0人	
	就労継続支援 A 型事業 (B)	1人	
	就労継続支援 B 型事業 (C)	0人	
	就労定着支援事業 (D)	1人	

【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (s)	4 人	令和8年度の一般就労への移行者数
	400%	(s) / (S)
【目標】就労移行支援から一般就労への移行者数 (a)	1 人	就労移行支援事業から令和8年度に一般就労に移行する人数
	—	(a) / (A)
【目標】就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 (b)	2 人	就労継続支援 A 型事業から令和8年度に一般就労に移行する人数
	200%	(b) / (B)
【目標】就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 (c)	1 人	就労継続支援 B 型事業から令和8年度に一般就労に移行する人数
	—	(c) / (C)
【目標】就労定着支援から一般就労への移行者数 (d)	2 人	就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用する人数
	200%	(d) / (D)

■成果目標設定の方針

障がい者の高齢化や重症化や、町内の社会資源が乏しいこと、交通手段が少ないことなどから、就労への移行が低迷しています。各サービスを通じた福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度に1人の実績があったことやサービスの利用状況から、令和8年度の移行者数の目標をそれぞれ国の目標値以上としました。

(5) 障害福祉サービス等の質の向上

国の指針	○令和8年度末までの間、サービスの質向上をはかるためのとりくみに係る体制を構築する。
------	--

■成果目標と設定の方針

利用者が真に必要とするサービス等を適切に提供するためのとりくみとして、都道府県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への積極的な参加に努めます。また、令和8年度までに障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

2.-2 障害福祉サービス等の見込量と確保策

障害福祉サービス等の利用状況や社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、令和8年度までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービスを確保します。

(1) 訪問系サービス

■ 内容

サービス名	内容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難のあるかたに対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	重度の視覚障がいによって移動が困難なかたの外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難があるかたに対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要なかたに対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

■ 見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数・時間の増減傾向に基づいて今後の利用者数・時間を推計し、見込量の基礎数値としました。

○行動援護と重度障害者等包括支援については、本町においては利用実績がなく、今後も利用がないものと見込まれます。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
居宅介護	時間	216	215	210	205
	人	18	18	17	16
重度訪問介護	時間	275	270	270	270
	人	1	1	1	1
同行援護	時間	13	15	15	15
	人	1	1	1	1
行動援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
【合計】	時間	504	500	495	490
	人	20	20	19	18

■見込量の確保策

○各サービスは、大幅な利用増はないと見込まれます。各サービスともに、提供するサービスの質の向上と、サービスが必要な方への周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■ 内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望するかたに対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難なかたに対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上の訓練を提供します。
就労定着支援	障がいのあるかたとの相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決を支援します。
療養介護	医療が必要なかたに対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所	介護者の病気などによって短期間の入所が必要なかたに対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■ 見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数・日数の増減傾向に基づいて今後の利用者数・日数を推計し、見込量の基礎数値としました。就労継続支援 A 型は利用者数が減少傾向にあります。B 型は増加傾向にあります。短期入所については、令和 3 年度 4 年度実績が新型コロナウイルス感染防止の影響により大幅に減少していたため、令和 5 年度実績を参考に目標値を見込んでいます。自立訓練は利用実績がなく、目標値を 0 としています。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日*	1953	1900	1950	1950
	人	93	93	94	94
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
就労移行支援	人日	22	20	30	30
	人	2	2	3	3
就労継続支援A型	人日	190	190	190	190
	人	10	10	10	10
就労継続支援B型	人日	840	840	880	920
	人	42	44	45	46
就労定着支援	人日	1	1	1	2
療養介護	人	3	3	3	3
短期入所	人日	65	65	55	50
	人	8	8	7	7

※延利用者数（人日）＝月平均利用人数（人）×月平均利用日数（日）

■見込量の確保策

○地域移行に拡大がのぞまれる就労継続支援A型・B型は、受け入れ枠を維持、拡大するとともに、障がい者の希望する職種が選べるよう、佐用町で人材が不足する農業などの事業所から新規のサービス事業者の参入をサポートし、既設の事業者と連携を深めます。

(3) 居住系サービス

■ 内容

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所するかたを対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から自宅での暮らしへ移行した知的障がいや精神障がいのあるかたの生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の支援を行います。

■ 見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計しました。

○自立生活援助は利用実績がありません。

■ 見込量

(月平均)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	人	28	28	28	28
施設入所支援	人	62	62	62	61
自立生活援助	人	0	0	0	0

■ 見込量の確保策

○いずれも利用者数に大きな変化は見込まれないことから、今後も安定したサービス提供が行われるようサービスの質向上に努めます。

(4) 相談支援

■ 内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのあるかたの課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
サービス名	内容
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのあるかたに、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのあるかた等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 見込量の算出方法

○近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計しました。

■ 見込量

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人／月	26	28	28	28
地域移行支援	人／年	0	0	0	0
地域定着支援	人／年	0	0	0	0

■ 見込量の確保策

○計画相談支援については、安定的な人数の利用者があると見込まれることから、サービスの質向上に努めます。

2-3 地域生活支援事業の見込みと確保策(必須事業)

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのあるかたに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■ 見込量の算出方法

○コロナウイルス感染による集会事業の規制がなくなったため、事業を再開します。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	なし	あり	あり	あり

■ 見込量の確保策

○障がいのあるかたの状況、必要な支援策や支援方法、合理的配慮に基づくバリアフリーやユニバーサルデザインの取入れなどへの理解が、町民にいっそう浸透するよう、事業の実施のほか広報を使った啓発など、積極的に実施します。

(2) 自発的活動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのあるかたやその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

■見込量の算出方法

○令和4年度までは新型コロナウイルス感染防止の影響で事業が実施できませんでしたが、令和5年度は当事者交流会を開催しました。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり

■見込量の確保策

○令和8年度までの間、事業を実施できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 相談支援体制の充実・強化等

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	障がいのあるかたの自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターの設置に努めます。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けてとりくみます。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのあるかたに、入所への支援、家主等への相談、助言等を行います。

■見込量の算出方法

○これまでの実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	設置数	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	なし	なし	なし	あり
基幹相談センター等 機能強化事業	実施の有無	なし	なし	なし	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	なし

■見込量の確保策

- 障害者相談支援事業は、サービスの質を高めます。
- 基幹相談支援センター、基幹相談センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業は、ニーズの動向を見極めながら、必要に応じて適切な時期に事業を開始できるよう準備します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのあるかたに、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部を補助します。

■見込量の算出方法

○これまでの実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	1	1

■見込量の確保策

- 成年後見制度利用支援事業は、制度を周知して、必要なかたにサービスを行き届かせます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制を構築します。

■ 見込量の算出方法

○事業を実施します。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	あり

■ 見込量の確保策

○障がいのあるかたの権利擁護のため、令和8年度末までに成年後見等の業務を適切に行うことができる法人の確保に努めます。また、成年後見人が必要なかたや家族へ成年後見制度を紹介して、希望があれば後見人の指定を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

■ 内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかた、または聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかたとコミュニケーションをとる必要のあるかたに対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのあるかたとのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を町役場などに配置します。

■見込量の算出方法

○令和3年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	8	30	30	30
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0

■見込量の確保策

○手話通訳者と要約筆記者派遣事業については、派遣回数をいっそう増やすことができるよう、手話通訳者と要約筆記者を確保します。

○手話通訳者設置事業については、町内で通訳ができる人がなく令和8年度までの実施は見込みませんが、必要な人材の確保に努めるとともに、簡単な手話ができる職員を育成します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのあるかたとのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいのあるかたの社会参加と交流を促進します。

■見込量の算出方法

○令和3年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込量

(年間)

サービス名		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業の修了見込者数	人	0	0	0	1

■見込量の確保策

○手話奉仕員養成研修事業については、令和5年度までに修了者がいなかったことから、事業の啓発に努め、研修受講者を確保します。

(8) 日常生活用具給付等事業

■ 内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのあるかたに、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのあるかたの移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■ 見込量の算出方法

○令和3年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2
排せつ管理支援用具	件	500	490	490	490
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	1
【合計】	件	510	500	500	500

■ 見込量の確保策

○いずれの用具も利用件数の変動が比較的大きいため、急なニーズの増加にも対処できるように、準備します。

(9) 移動支援事業

■ 内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのあるかたに、外出のための支援を行います。

■ 見込量の算出方法

○令和3年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	140	150	150	150
	人	7	7	7	7

■ 見込量の確保策

○高齢化に伴い移動に支援を必要とするかたが増加すると考えられることから、十分なサービスを提供できる人材の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

■ 内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのあるかたに、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促します。

■ 見込量の算出方法

○令和3年度からの実績を踏まえて見込みます。町外の事業所の利用も()内に利用者数を記します。

■ 見込量

(年間)

サービス名		令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター設置 【町内実施所数】	か所	1	1	1	1
地域活動支援センター利用者 (町外事業所利用)	人	15 (2)	15 (2)	15 (2)	15 (2)

■見込量の確保策

○地域活動支援センターは、すでに1か所で事業を実施していることから、今後は提供するサービス内容の充実や質を向上させます。

2-4 地域生活支援事業の見込みと確保策(任意事業)

■内容

サービス名	内容	令和5年度 実績有無	令和8年度 実施有無
スポーツ教室等 開催事業	スポーツ活動を通じて、障がいのあるかたの体力増強や、交流、余暇活動等を充実させることにより、社会参加を推進します。	なし	あり
文化・芸術活動 事業	文化や芸術活動を通じて、障がいのあるかたが創造力を高めたり交流したりすることで社会参加を進めるとともに、生きがいを見つけて心豊かに暮らせるよう活動を推進します。	なし	あり
自動車運転免許 取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者が、就労等の社会活動や地域での自立に向けて自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。	あり	あり
自動車改造費助 成	就労等社会活動への参加や自立更生のため、身体に障がいのあるかたが取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	あり	あり
訪問入浴サービ ス事業	居宅において入浴サービスを提供することにより、健やかな体や心で暮らせるよう支援します。	あり	あり
更生訓練費給付 事業	身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設や国立施設を除く)に入所または通所しているかたに、更生訓練費等を支給し、社会復帰を支援します。	あり	あり
日中一時支援事 業(日中ショー トステイ)	障がいのあるかたの日中における見守りや活動の場の確保や、家族等介護者の一時的な休息を目的として、日中の生活支援を行います。	あり	あり

○上記任意事業については、サービス提供事業者と連携し、今後も十分なサービス提供量を確保します。

第5章 第3期佐用町障がい児福祉計画

1. 前期計画の実績と評価

(1) 重層的な地域支援体制の状況

児童発達支援センターは圏域に整備されており、利用がすすんでいます。保育所等訪問支援については、町内と町外に1か所ずつ提供体制が構築されており、利用が増加しています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所は、専門的な知識や設備が必要なため設置できていません。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場は、佐用町障害者地域自立支援協議会としてすでに設置されていることから、今後は協議会で議論を深めます。

(年間)

		令和5年度 (見込値)
児童発達支援センターの設置数	実績値	1か所
	計画値	1か所
	達成率(%)	100%
保育所等訪問支援を行える体制	実績	あり
	計画	あり
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保数	実績	0
	計画	1
	達成率(%)	0%
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連機関が連携するための協議の場の設置	実績	あり
	計画	あり

(2) 障害児通所支援のサービス提供状況

児童発達支援は、計画を大きく上回って、なお増加傾向にあります。

医療型児童発達支援は、利用者がありませんでした。

放課後等デイサービスは、利用人数が増加しましたが、日数は令和3、4年度で計画値を下回りました。

保育所等訪問支援は、令和3年度と比較すると、令和5年の利用者人数は1.4倍、利用日数は約2倍以上増加しており、利用者が計画値を大きく上回っています。発達障がいへの早期対応が求められるようになり、全国的に児童発達支援と保育所等訪問支援が増加傾向にあります。

(月平均)

		利用人数(人)			延利用者数(人日) [※]		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
児童発達支援	実績値	39	38	38	148	172	200
	計画値	22	22	22	110	110	110
	達成率	177.3%	172.7%	172.7%	134.5%	156.4%	181.8%
医療型児童発達支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0%	0%	0%	0%	0%	0%
放課後等 デイサービス	実績値	28	34	34	241	244	260
	計画値	26	26	26	260	260	260
	達成率	107.7%	130.8%	130.8%	92.7%	93.8%	100.0%
保育所等訪問 支援	実績値	18	27	26	77	114	140
	計画値	12	12	12	40	40	40
	達成率	150.0%	225.0%	216.7%	192.5%	285.0%	350.0%
障害児相談 支援	実績値	24	21	21	-	-	-
	計画値	21	21	21	-	-	-
	達成率	114.3%	100.0%	100.0%	-	-	-

※延利用者数(人日) = 月平均利用人数(人) × 月平均利用日数(日)

2. 令和8年度目標値の設定

障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築について、国の基本指針等を踏まえ、令和8年度（2026年度）までの数値目標を設定します。

（1）障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針 （令和8年度末まで。各市町又は圏域での目標）	○児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。 ○障がい児の地域社会参加の包容（インクルージョン）体制の構築 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、1か所以上確保する。 ○医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障がい福祉、保育、教育等）を設置し、コーディネーターを配置する。
--------------------------------	---

■成果目標

項目	数値 （令和8年度）	令和4年度末 時点の状況
児童発達支援センターの設置数	1	1
保育所等訪問支援を行える体制の構築	あり	あり
障がい児の地域社会参加の包容（インクルージョン）体制の構築	あり	なし
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所確保数	1	0
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1	0
医療的ケア児を支援する通所、居宅事業の確保	1	0
福祉と教育の協議の場の設置	あり	あり
障がい児の相談窓口の設置	1	0
医療的ケア児を支援する関係機関が協議する場の設置	あり	あり
コーディネーターの配置	あり	なし

■成果目標設定の方針

児童発達支援センターは圏域で設置した事業所の利用がすすんでいることから、周辺市町と療育支援体制の充実に努めます。保育所等訪問支援については、提供体制を維持する

とともに、他の療育支援事業と連携し、効果的な支援が実施されるよう努めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や居宅訪問型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、また医療的ケア児を支援する通所、居宅事業所は、町内への設置見込がありません。今後は圏域を含め、提供体制の確保に努めます。

福祉と教育の協議の場は、佐用町教育員会が設置したトライアングルプロジェクトが、障がい児の支援に関わる行政と教育と事業所の情報交換を行っており、3者によるスムーズな支援に結びつくよう協議を行っています。

医療的ケア児に関する関係機関の協議の場やコーディネーター設置については、出生直後からの継続した支援と専門性の高さに対応する人材の配置に努めます。

(2) 障害児通所支援等の見込量と確保策

障害児通所支援事業の利用状況や社会情勢の変化等を踏まえ、令和8年度までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量を確保します。

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、また、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人や保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法を指導します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある児童など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等で支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定のための障害児支援利用計画案を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■見込量の算出方法

- 近年のサービス利用者数から今後の利用者数とサービス量を推計しました。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、今後もニーズが高まるものとみられます。少子化による児童数の減少と合わせ推計しました。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、本町においては利用実績がなく、今後も利用はないものと見込まれます。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日	200	200	180	160
	人	38	38	36	34
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	260	260	240	220
	人	34	32	30	28
保育所等訪問支援	人日	140	130	120	110
	人	26	25	24	23
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	21	20	20	20

※延利用者数（人日）＝月平均利用人数（人）×月平均利用日数（日）

■見込量の確保策

- 町内だけではなく、圏域の資源も活用し、必要とされるサービスの提供に努めます。

第6章 資料編

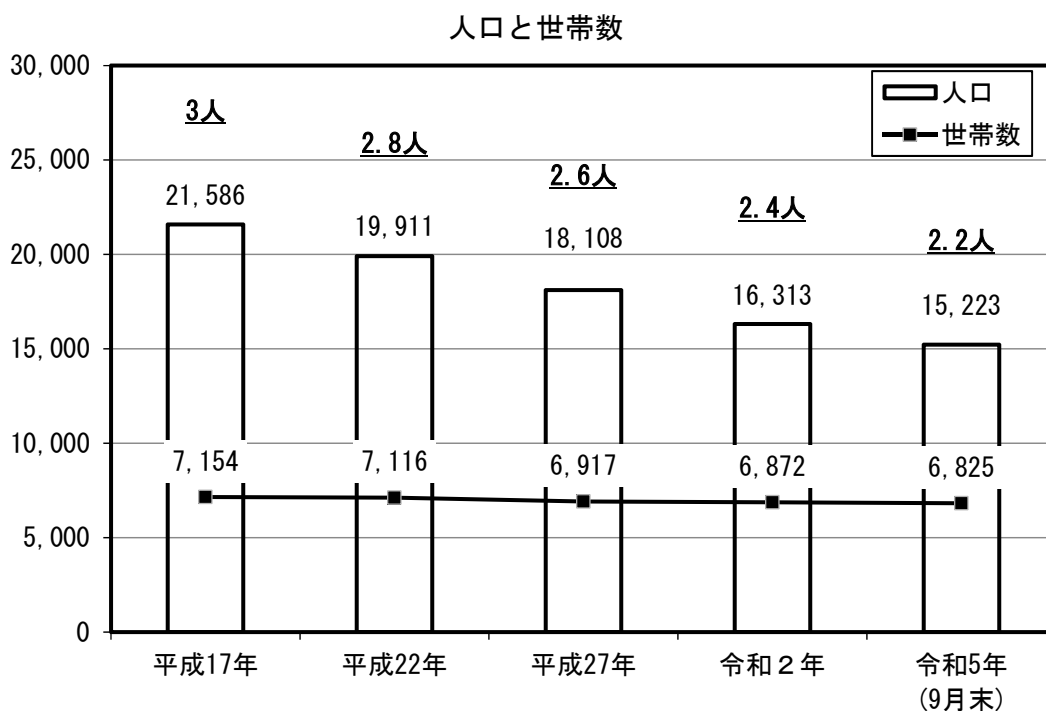
1. 統計からみる本町の現状

1.-1 統計データ 資料／佐用町（各年度10月末時点、令和5年は9月末の住民基本台帳から）

(1) 人口・世帯数の推移

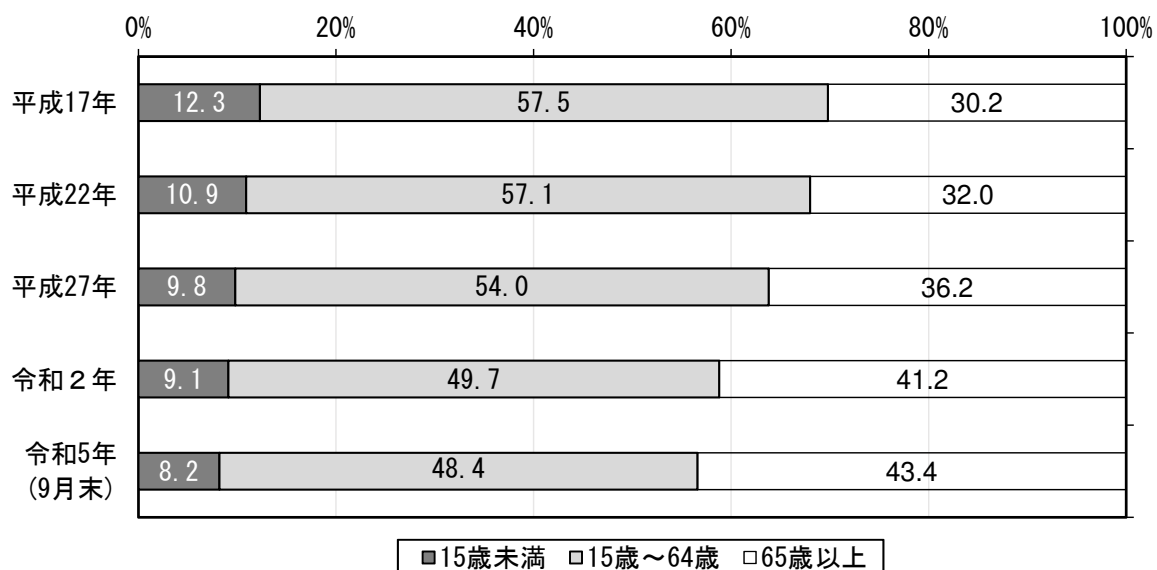
本町の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和5年は合併後の平成17年と比較して6,363人（29.5%）減の15,223人となっています。

一方、世帯数は人口推移と比較すると全体としてはゆるやかな減少傾向にあり、この結果、1世帯当りの人数は年々減少し、令和5年は2.2人と、家族の小規模化がすすんでいます。家族で支え合うことが、ますます困難となっている状況がうかがえます。



▲人口の減少よりも世帯数の減少のほうがゆるやかなため、1世帯当りの人数が減っています。

(2) 年齢別人口構成比の推移



高齢化率と言われる65歳以上の人口比が、合併後の平成17年の30%から18年後の令和5年には43%へ増加しています。15歳未満の年少人口は、令和5年に8.2%に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計では、令和22年の年少人口の割合が8.6%であることから、推計を大きく上回って少子化が進んでいます。15歳から64歳までの生産年齢人口も減少傾向にありますが、社人研の推計より2ポイントほど大きな割合となっています。

▲少子高齢化が顕著に進行しており、15歳未満の割合が社人研推計よりも低い8.2%となっています。

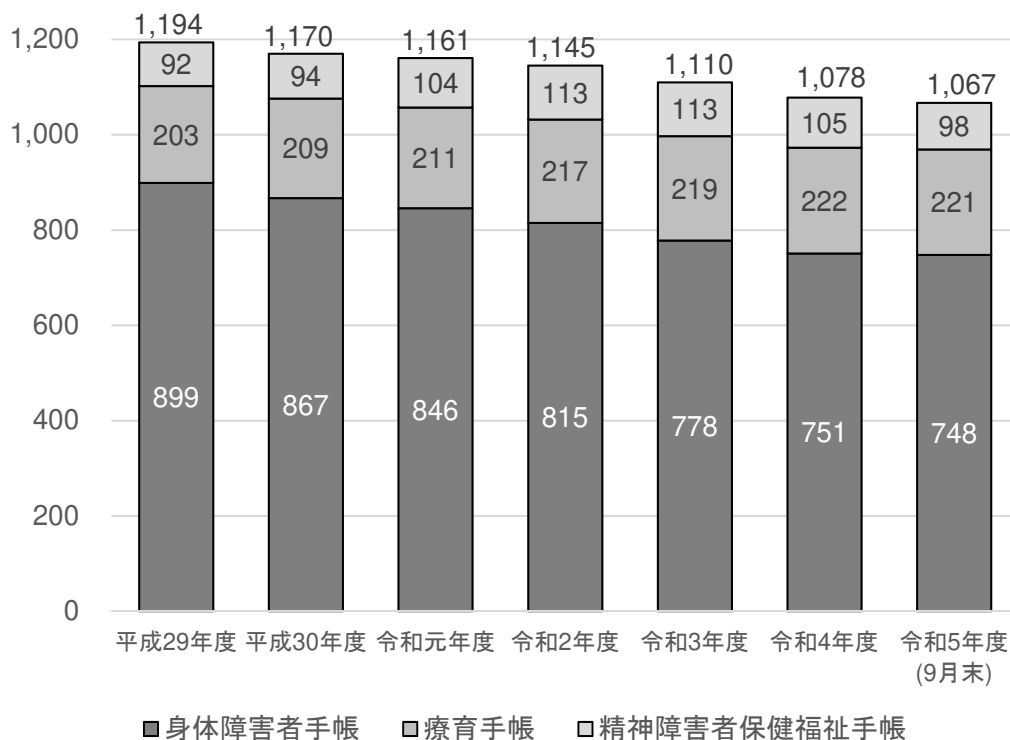
1.-2 障がいのあるかたの現状

資料／健康福祉課（各年度3月31日時点、ただし令和5年度は9月末現在）

（1）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数（3障がい合計）は減少傾向にあり、令和5年度は平成29年度より127人減少しています。

手帳の種別でみると、「身体障害者手帳」が平成29年度比151人減少しているのに対して、「療育手帳」が18人増加しています。また、「精神障害者保健福祉手帳」も、やや増加しています。

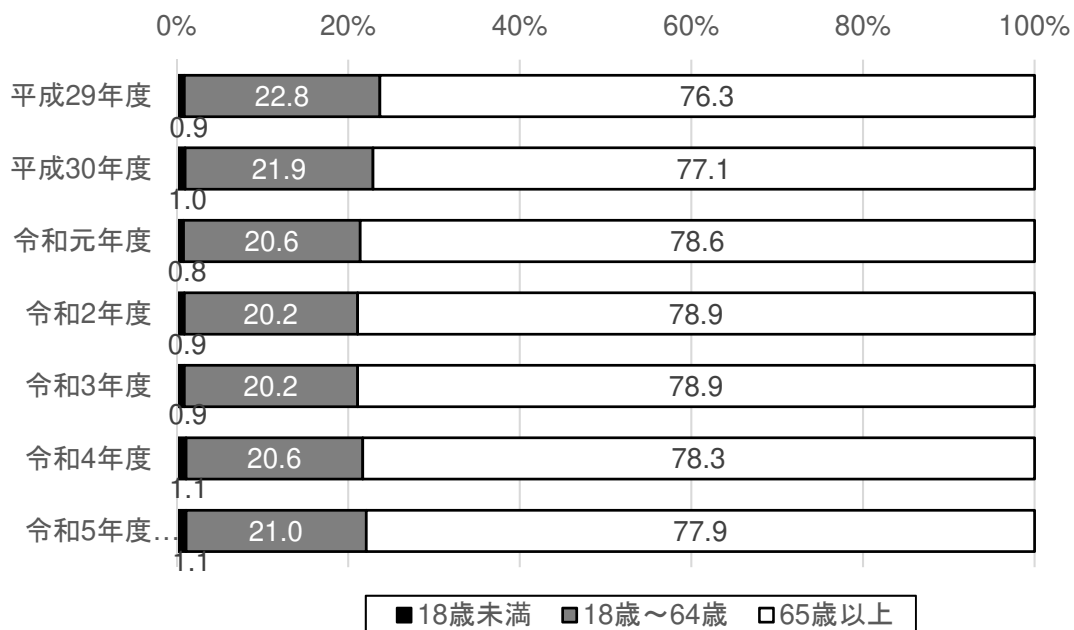


▲身体障害者手帳を持っているかたの数は減少しています。また、療育手帳を持っているかたはやや増加しています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

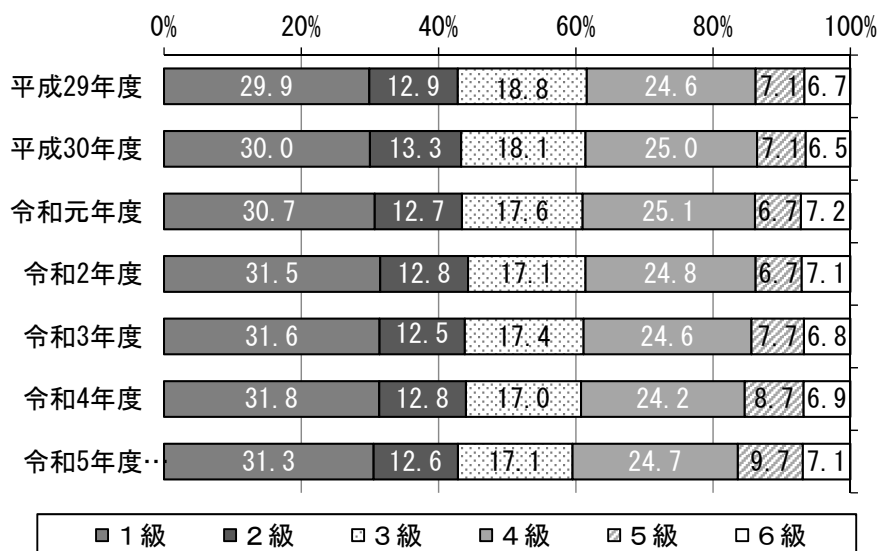
① 年齢別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数を年齢別構成比で見ると、65歳以上の割合が年々増加し、全体の80%近くを占めています。18歳未満は1%程度となっています。



② 等級別構成比の推移

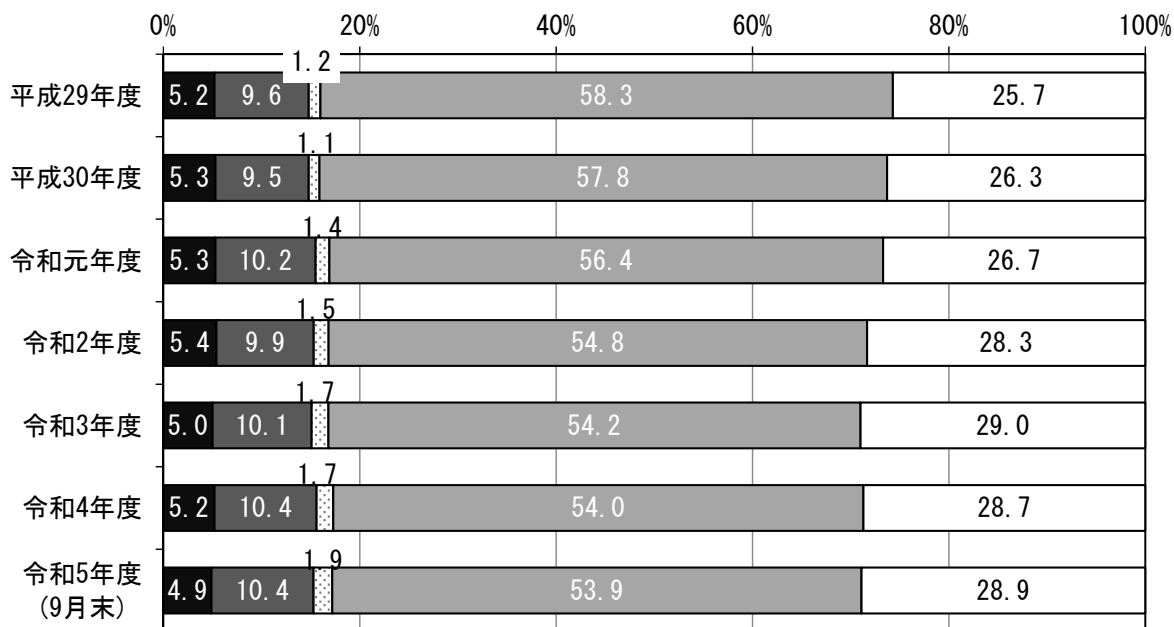
身体障害者手帳所持者数を等級別の構成比で見ると、重度（1級・2級）、中・軽度ともに等級構成比に目立った変化はみられません。



▲身体障害者手帳の等級別構成比に目立った変化はみられません。

③障がいの種類別構成比の推移

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別の構成比で見ると、令和5年度は平成29年度と比較して、肢体不自由が4.4ポイント減少し、内部障がいが3.2ポイント増加しています。



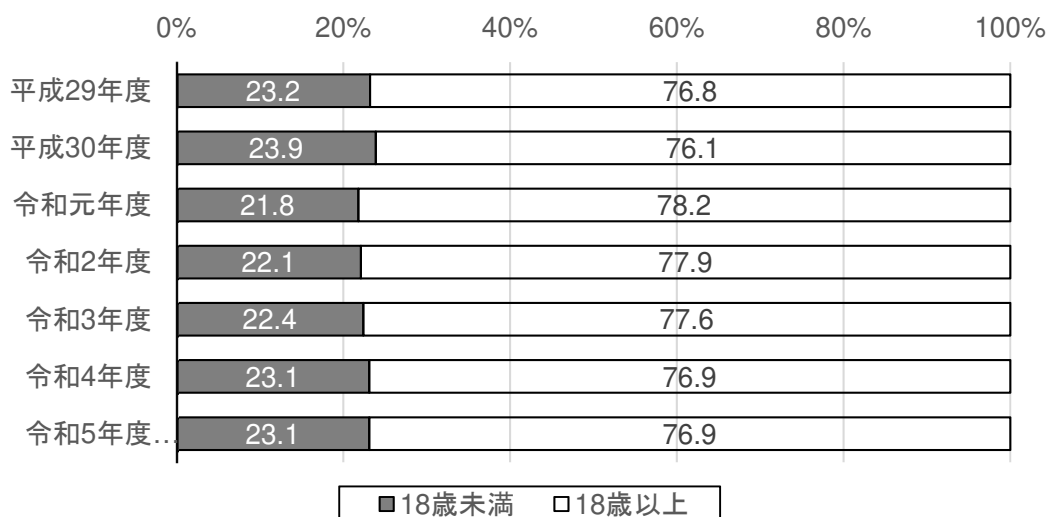
■視覚障がい ■聴覚・平衡機能障がい □音声・言語障がい □肢体不自由 □内部障がい

▲身体障害者手帳を持っているかたのなかで、肢体不自由のかたの割合が減少し、内部障がいかたが増加し定着しているようです。

(3) 療育手帳所持者の状況

① 年齢別構成比の推移

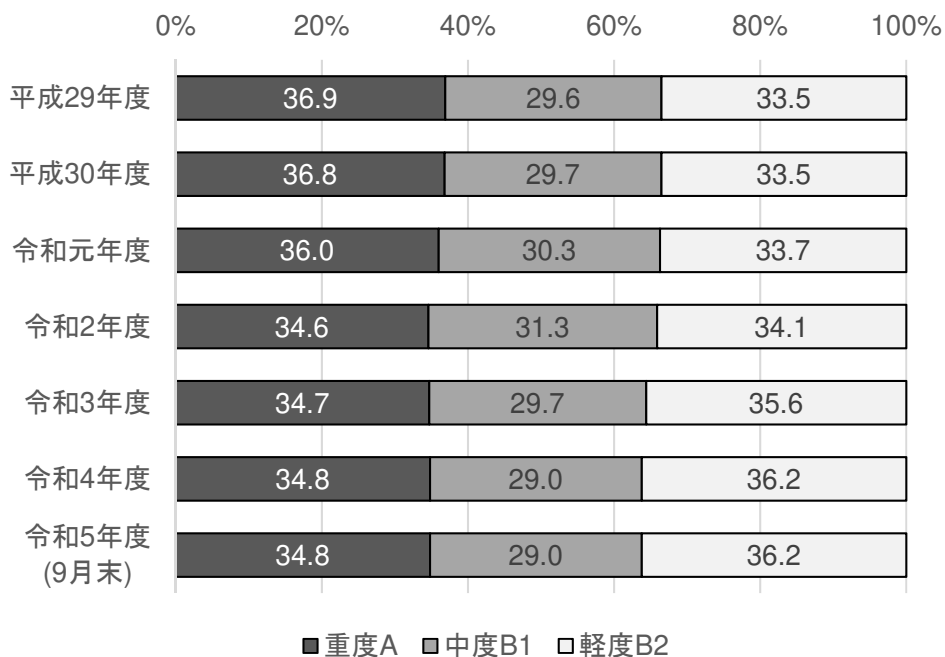
療育手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、大きな変化は見られません。



▲療育手帳を持っているかたが増えていますが、年齢構成では変化はありません。

② 等級別構成比の推移

療育手帳所持者数の障がい等級別構成比に、大きな変化はみられません。



▲療育手帳を持っているかたの等級構成比に大きな変化はみられません。

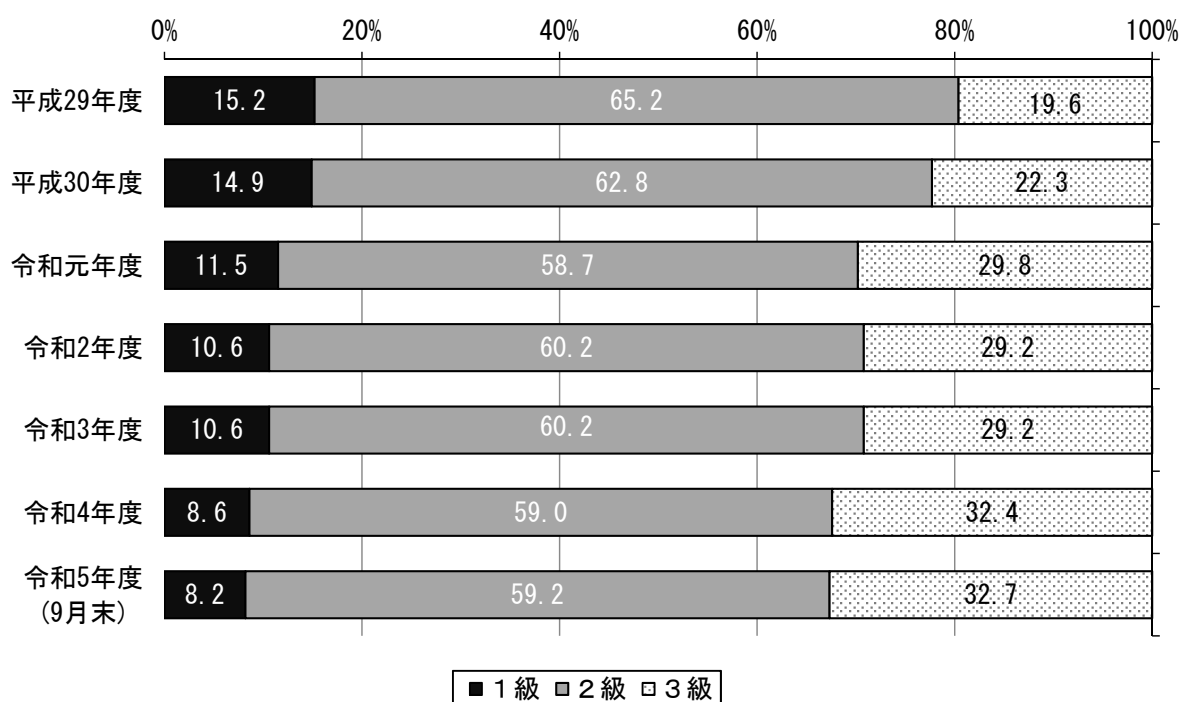
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①年齢別構成比の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別の構成比で見ると、平成28年度から令和5年度の間、全員が18歳以上で占められています。(グラフは省略)

②等級別構成比の推移

平成29年度と令和5年度を比較すると、1級と2級の所持者の割合が減り、3級の所持者が約2割から約3割へ上昇しています。



▲1級と2級の所持者が減り、3級の所持者が増えています。

(5) 自立支援医療費受給者数の状況

更生医療の受給者数に変化はありません。

精神通院医療の受給者数は近年増加しており、平成 29 年度と比較すると、約 1.4 倍近く増加しています。

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
更生医療	5	5	5	5	5	5	5
育成医療	1	0	1	0	0	0	0
精神通院医療	209	221	235	266	194	288	235

▲自立支援医療費受給者の中で、精神通院医療の受給者数が近年増加しています。

(6) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒の状況

①特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の児童・生徒数は、小学校で増加傾向にあります。通級教室の児童・生徒数は平成 29 年度と比較すると 18 人増加しています。

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	14	15	16	17	17	25	31
中学校	5	5	5	6	6	7	6
通級教室	26	31	33	35	31	35	44

資料／佐用町教育委員会事務局（各年度 3 月 31 日時点）

▲特別支援学級の児童・生徒数は、小学校で増加。通級教室も増加傾向にあります。

【参考】特別支援学校の在籍者数（西はりま特別支援学校と播磨特別支援学校の合計）

卒業年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼児部	0	0	0	0	0	0	0
小学部	4	3	3	4	4	6	8
中学部	7	6	4	3	5	4	4
高等部	14	12	13	9	7	4	4
合計	25	21	20	16	16	14	16

資料／各学校提供（各年度3月31日時点）

【参考】特別支援学校卒業生の進路

（西はりま特別支援学校と播磨特別支援学校の合計※令和5年度以降は予定）

（人）

卒業年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
進学	0	0	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0	0	0
就職	4	1	4	3	0	0	0
福祉施設通所・在宅等	2	1	2	1	2	2	1
その他	0	0	0	0	1	0	0
合計	6	2	6	4	3	2	1

資料／各学校提供（各年度3月31日時点）

2. アンケートからみる福祉の現状

2.-1 アンケート結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障がいのあるかたの生活状況や暮らしへの希望、災害時の対応、就労の状況などを把握し、本計画策定の基礎資料とするほか、障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

調査地域	佐用町全域
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者およびサービス利用者
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和5年2月1日から2月21日まで
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収状況	調査票配布数：450、有効回収数 258 (57.3%)

(3) 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者（身体）・療育手帳所持者（知的）・精神障害者保健福祉手帳所持者（精神）を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当するかた）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(4) 調査結果 (概要)

■ 普段、だれと一緒に暮らしているか。(単数回答)

全体では「家族などと暮らしている」が63.9%と最も高く、いずれの手帳所持者においても5割を超えています。前回アンケートを実施した平成29年の調査値(以下、「前回値」という)77.1%から13.2ポイント下がり、施設入所者が9.7%から21.0%へ11.3ポイント上がっています。

年齢別にみると、就学の世代では全員が家族と生活しています。50歳代と60歳代が、施設入所者の割合が高くなっています。

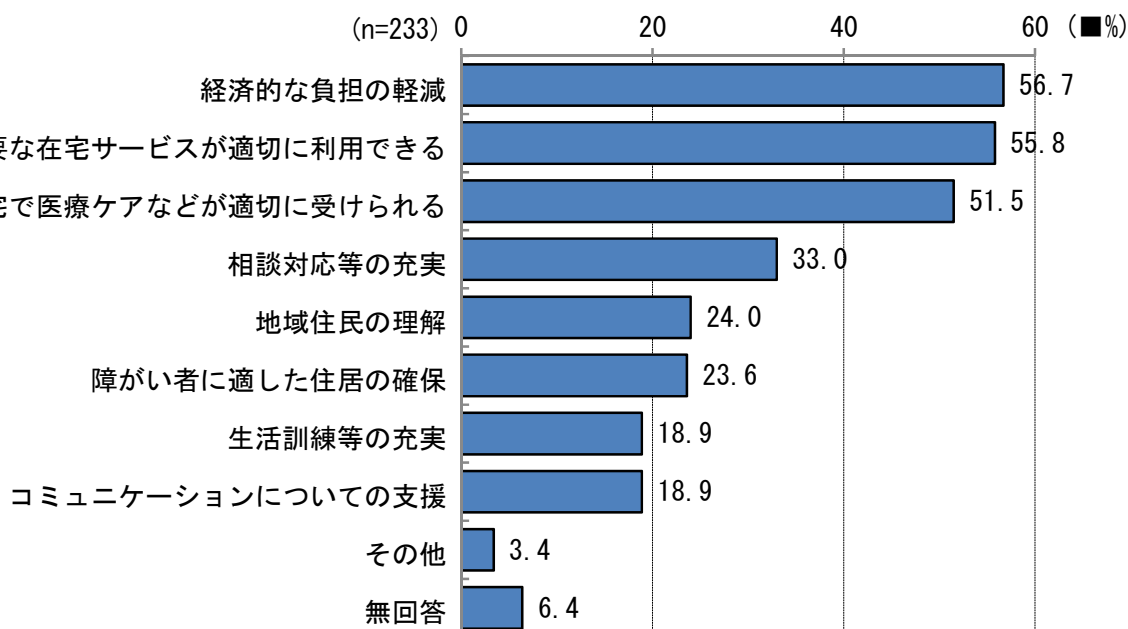
	回答数	家族などと暮らしている	施設やグループホームなどで暮らしている	ひとりで暮らしている	その他	無回答
全体	233	63.9	21.0	12.9	0.9	1.3
身体障害者手帳所持者	145	66.2	15.2	16.6	0.7	1.4
療育手帳所持者	73	61.6	31.5	6.8	0	0
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	52.2	39.1	8.7	0	0
高次脳機能障がい診断を受けている	12	41.7	33.3	25.0	0	0
難病の認定を受けている	12	75.0	8.3	16.7	0	0
発達障がいの診断を受けている	42	76.2	19.0	4.8	0	0

	回答数	家族などと暮らしている	施設やグループホームなどで暮らしている	ひとりで暮らしている	その他	無回答
全体	233	63.9	21.0	12.9	0.9	1.3
0~6歳未満	7	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0
6~18歳未満	13	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18~29歳	11	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0
30歳代	8	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0
40歳代	16	75.0	18.8	6.3	0.0	0.0
50歳代	20	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
60歳代	34	50.0	35.3	11.8	0.0	2.9
70歳以上	110	61.8	16.4	20.0	0.9	0.9

(前回計画では、年代別の表の代わりに家族の人数を掲載していた)

■施設入所せず地域で生活するには、どのような支援があればよいか。(複数回答)

全体では「経済的な負担の軽減」が56.7%と最も高くなっています。次いで「必要なサービスが適切に利用できる」「自宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が半数以上となっています。



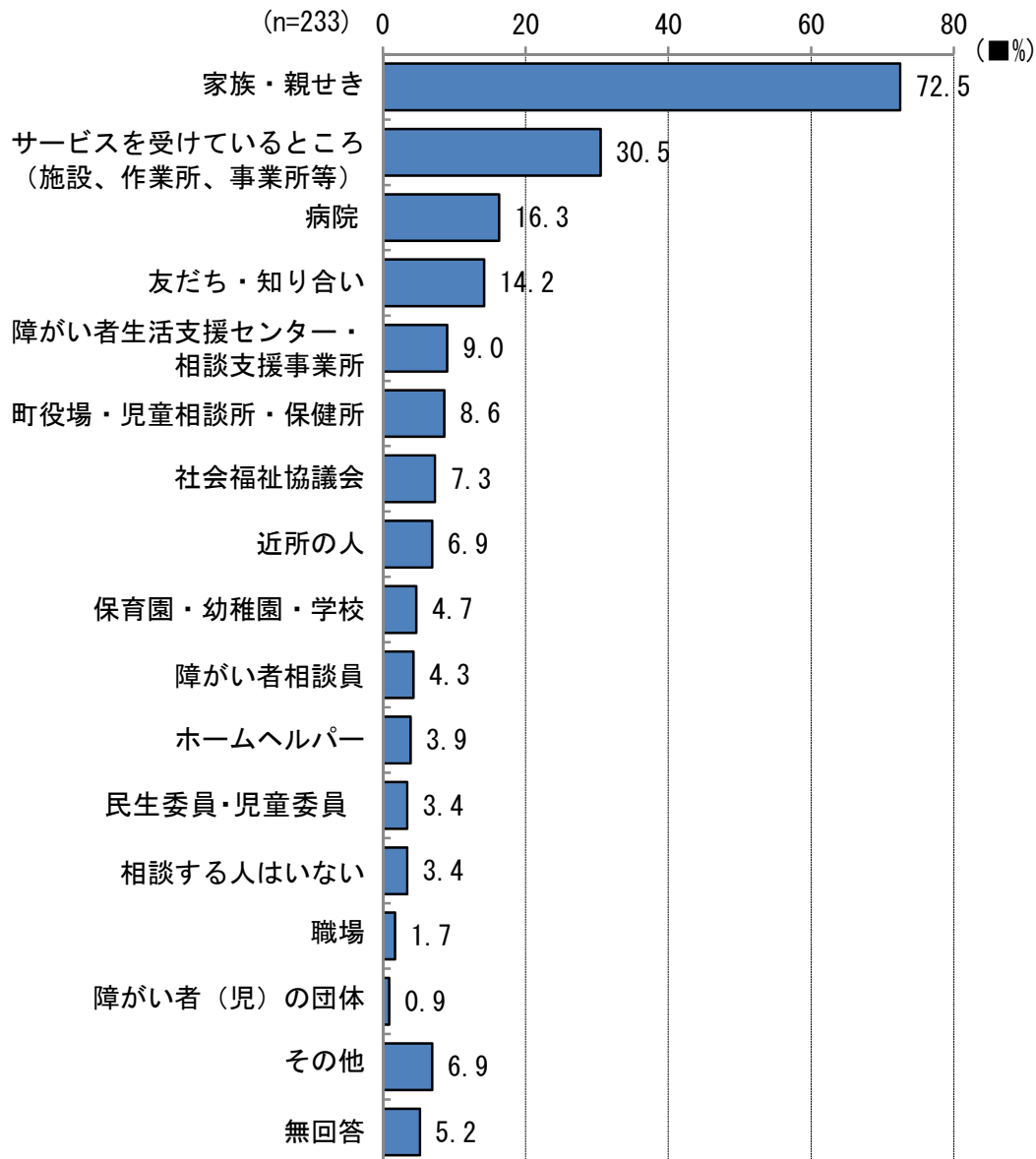
	回答数	経済的な負担の軽減	必要な在宅サービスが適切に利用できる	自宅で医療ケアなどが適切に受けられる	相談対応等の充実	地域住民の理解	障がい者に適した住居の確保	生活訓練等の充実	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	233	56.7	55.8	51.5	33.0	24.0	23.6	18.9	18.9	3.4	6.4
身体障害者手帳所持者	145	53.8	57.9	62.1	29.0	17.9	20.7	16.6	13.1	4.1	6.2
療育手帳所持者	73	57.5	56.2	37.0	41.1	34.2	31.5	26.0	28.8	5.5	6.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	60.9	39.1	30.4	26.1	30.4	21.7	13.0	21.7	4.3	4.3
高次脳機能障がい診断を受けている	12	41.7	50.0	50.0	33.3	33.3	25.0	33.3	25.0	16.7	8.3
難病の認定を受けている	12	83.3	83.3	75.0	50.0	33.3	50.0	50.0	33.3	8.3	8.3
発達障がい診断を受けている	42	54.8	54.8	33.3	50.0	33.3	26.2	38.1	35.7	4.8	4.8

	回答数	経済的な負担の軽減	必要な在宅サービスが適切に利用できる	自宅で医療ケアなどが適切に受けられる	相談対応等の充実	地域住民の理解	障がい者に適した住居の確保	生活訓練等の充実	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	233	56.7	55.8	51.5	33.0	24.0	23.6	18.9	18.9	3.4	6.4
0～6歳未満	7	71.4	71.4	42.9	57.1	42.9	71.4	85.7	42.9	0.0	0.0
6～18歳未満	13	53.8	30.8	23.1	61.5	38.5	7.7	30.8	30.8	0.0	15.4
18～29歳	11	36.4	54.5	9.1	45.5	45.5	36.4	45.5	54.5	18.2	0.0
30歳代	8	75.0	87.5	50.0	50.0	12.5	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0
40歳代	16	62.5	68.8	50.0	31.3	25.0	31.3	12.5	12.5	0.0	6.3
50歳代	20	75.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	5.0	20.0	0.0	5.0
60歳代	34	58.8	55.9	47.1	35.3	23.5	32.4	11.8	14.7	0.0	5.9
70歳以上	110	55.5	60.0	65.5	28.2	20.0	16.4	15.5	15.5	4.5	4.5

■悩みや困ったことを相談する相手は誰か。(複数回答)

いずれの手帳所持者においても「家族・親せき」が最も高く、7割を超えています。

障がい別にみた別表によると、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所等）」が54.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」が30.4%と他と比べて高くなっています。



■日常生活で、障がいがあるために差別や偏見を感じることもあるか。(単数回答)

全体では「よく感じる」「ときどき感じる」を合計した 22.8%は、前回値 35.3%から 12.5ポイント下がって、「ほとんど感じない」「まったく感じない」に移行していることがわかります。精神障害者保健福祉手帳所持者では、同値が前回値 57.1%から 34.7%へと大きく下がりましたが、いまだ 3 人に一人は差別や偏見を感じています。

高次脳機能障がいと難病の診断を受けている人で、「ときどき感じる」が 41.7%となり、差別解消が必要です。



	回答数	ほとんど感じない	まったく感じない	ときどき感じる	よく感じる	無回答
全体	233	39.5	23.2	18.5	4.3	14.6
身体障害者手帳所持者	145	40.7	25.5	15.2	2.8	15.9
療育手帳所持者	73	39.7	16.4	23.3	4.1	16.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	47.8	17.4	21.7	13.0	0.0
高次脳機能障がいの診断を受けている	12	50.0	0.0	41.7	0.0	8.3
難病の認定を受けている	12	8.3	25.0	41.7	8.3	16.7
発達障がいの診断を受けている	42	47.6	14.3	23.8	2.4	11.9

	身体	療育	精神
「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計	18.0%	27.4%	34.7%

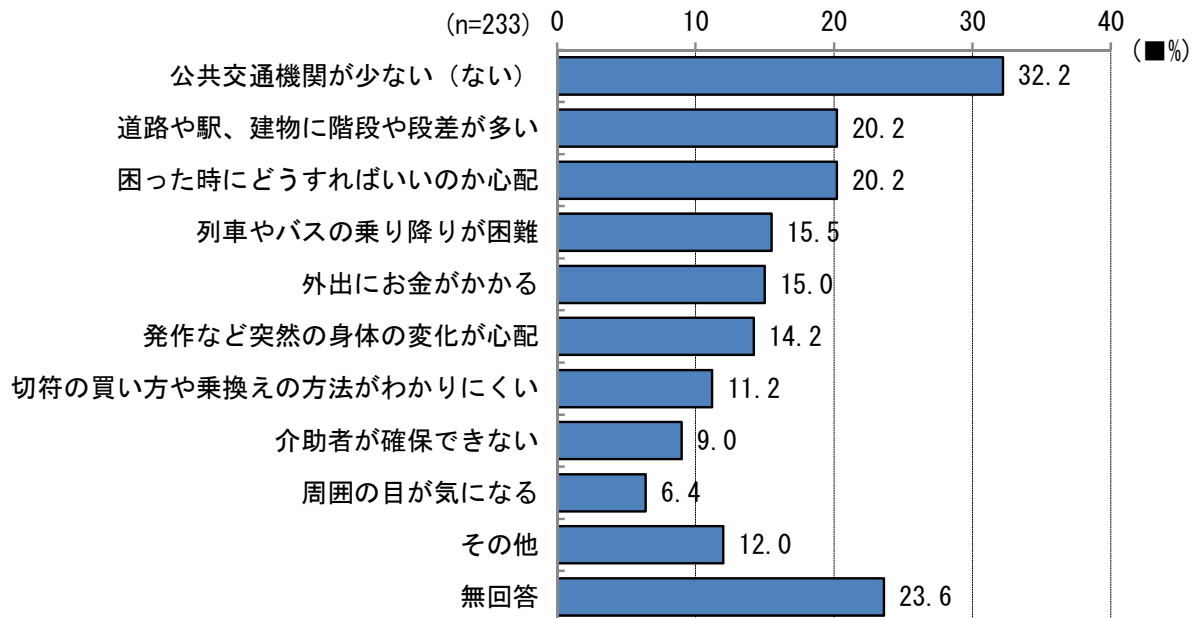
■地震など災害のときに困ることは何か。(複数回答)

全体では「特に困ることはない」が前回値 31.8%から 22.7%へ下がっていますが、避難の方法が分からないかたがあります。高次脳機能障がい診断や難病の認定を受けているかたの不安が大きくなっています。

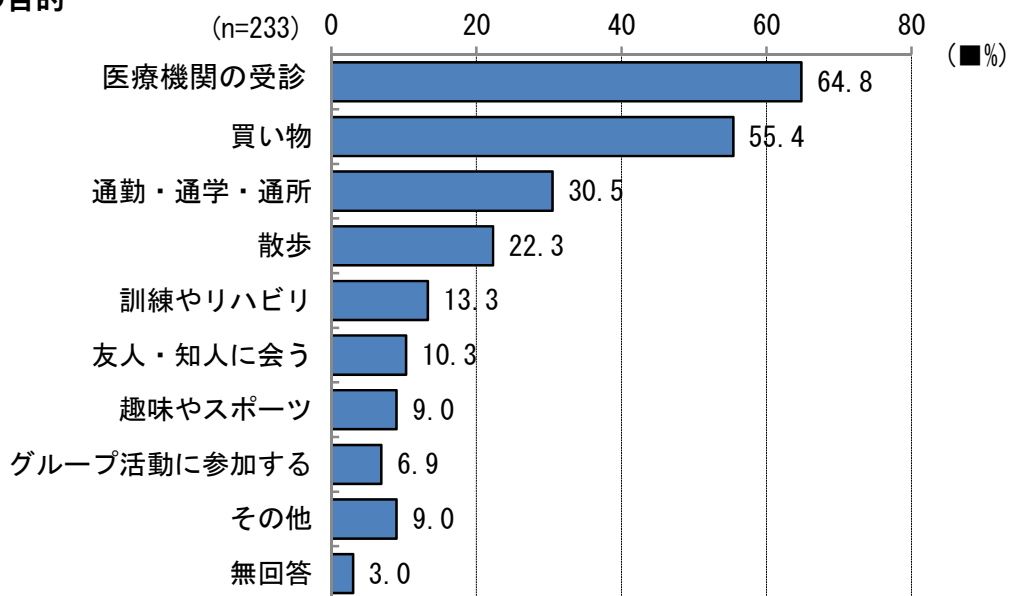
	回答数	避難場所を知らない	難(避難場所が遠いなど)避難(避難場所まで行けない)	い緊急時の介助者がいな	い近所に頼れる人がいな	段緊急時に情報を得る手
全体	233	13.7	27.5	12.0	10.3	12.9
身体障害者手帳所持者	145	9.7	31.0	12.4	9.0	12.4
療育手帳所持者	73	21.9	27.4	9.6	11.0	13.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	21.7	8.7	13.0	17.4	4.3
高次脳機能障がいの診断を受けている	12	25.0	16.7	16.7	16.7	0.0
難病の認定を受けている	12	25.0	33.3	33.3	25.0	16.7
発達障がいの診断を受けている	42	26.2	31.0	9.5	9.5	14.3
	回答数	ど避が難受場け所からでれ医療かケ不安	る福社わ避か難所が利用でき	その他	特に困ることはない	無回答
全体	233	27.0	28.3	8.2	22.7	10.3
身体障害者手帳所持者	145	26.9	24.8	9.0	22.1	11.0
療育手帳所持者	73	26.0	35.6	6.8	24.7	8.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	30.4	26.1	8.7	30.4	4.3
高次脳機能障がいの診断を受けている	12	16.7	41.7	0.0	33.3	0.0
難病の認定を受けている	12	50.0	41.7	8.3	0.0	8.3
発達障がいの診断を受けている	42	28.6	33.3	9.5	19.0	9.5

■外出するときに困ることは何か。(複数回答)

全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が32.2%と最も高く、次いで「道路や駅、建物の階段や段差が多い」と「困った時にどうすればいいのか心配」が20.2%となっています。



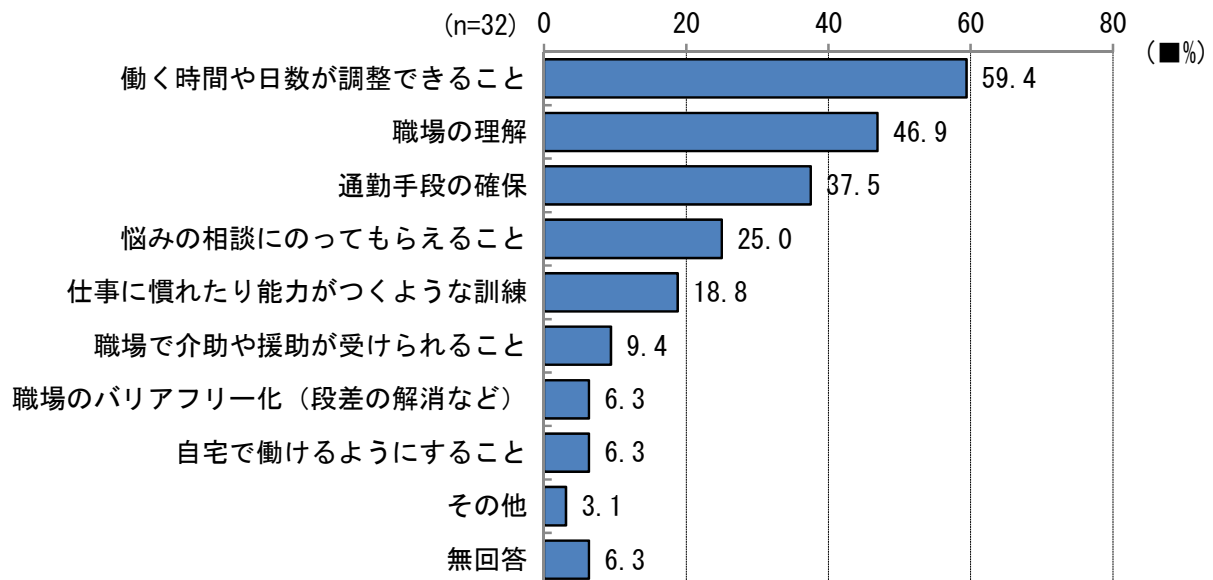
外出の目的



<正社員または、臨時社員・アルバイトとして働いているかたへの質問>

■働き続けるために必要なことは何か。(複数回答)

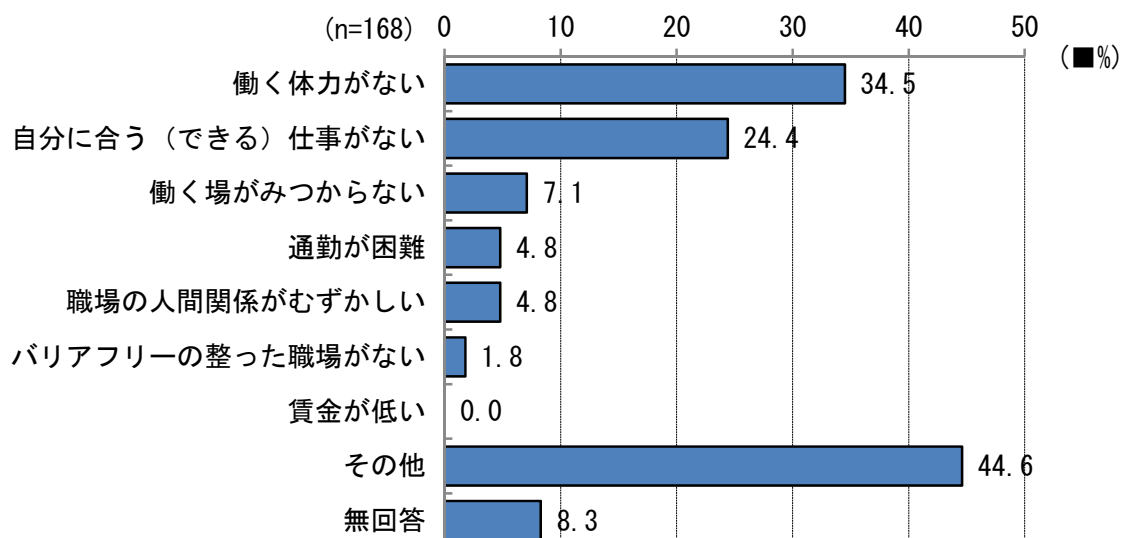
全体では前回値で最も高かった「職場の理解」が54.2%から46.9%へさがっています。「労働時間の調整」は59.4%で、前回値47.5%から11.9ポイント上昇しました。「通勤手段の確保」も前回値23.7%から37.5%へ上がって、障がい者の就労機会が増えるにつれ課題となることに重要度が移行しています。



<働いていないというかたへの質問>

■仕事をしていない理由はどれですか (複数回答)

「体力がない」「合う仕事がない」のほかに「通勤が困難」というかたがあります。別表で見る障がい者別での回答では、精神障害者保健福祉手帳所持者の30.8%が「人間関係の難しさ」で働けていません。



■今後も利用したい、あるいは、今後は利用したいサービスは何か。(複数回答)

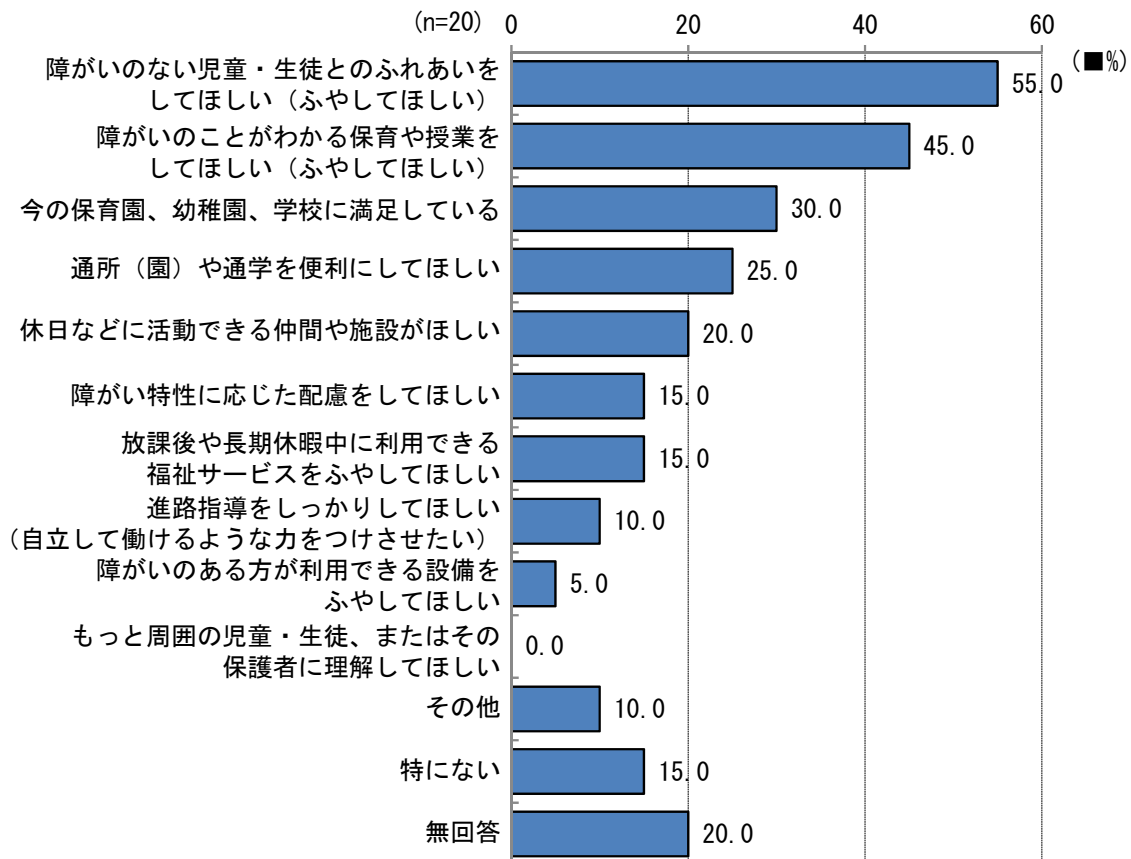
全体では「ホームヘルプ」が前回値 17.1%から 22.3%へ約 5 ポイント上昇して、最も高くなっています。次いで「移動支援(外出のときの支援)」が 21.0%となっています。身体障害者手帳所持者は、「ホームヘルプ」が 27.6%で最も高く、療育手帳所持者は、「短期入所(数日間泊まれる施設など)」が 27.4%で最も高くなっています。難病の指定を受けているかたのニーズがあることがわかります。

	回答数	ホームヘルプ	移動支援	施設への入所	サービスの相談	短期入所	日中一時支援	自立訓練
全体	233	22.3	21.0	18.0	17.6	17.2	14.6	9.0
身体障害者手帳所持者	145	27.6	19.3	17.9	17.9	13.1	13.8	7.6
療育手帳所持者	73	11.0	20.5	23.3	16.4	27.4	17.8	11.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	21.7	26.1	13.0	13.0	8.7	4.3	17.4
高次脳機能障がい診断を受けている	12	33.3	33.3	25.0	16.7	25.0	16.7	25.0
難病の認定を受けている	12	33.3	58.3	33.3	33.3	33.3	41.7	41.7
発達障がい診断を受けている	42	7.1	23.8	11.9	19.0	31.0	21.4	9.5
	回答数	地域移行・地域定着支援	生活介護	グループホームなどで	就労支援	地域活動支援センター	その他	無回答
全体	233	9.0	8.6	8.6	6.0	4.3	3.4	15.9
身体障害者手帳所持者	145	9.0	10.3	4.1	1.4	2.8	4.1	17.9
療育手帳所持者	73	6.8	12.3	13.7	8.2	2.7	2.7	13.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	17.4	0.0	17.4	13.0	13.0	4.3	8.7
高次脳機能障がい診断を受けている	12	16.7	16.7	16.7	0.0	8.3	16.7	16.7
難病の認定を受けている	12	25.0	25.0	25.0	16.7	16.7	0.0	8.3
発達障がい診断を受けている	42	9.5	14.3	9.5	14.3	4.8	2.4	19.0

<18歳未満のかたへの質問>

■保育や教育について、今後どのようなことが必要だと思うか。(複数回答)

「障がいのない児童・生徒とのふれあいをしてほしい(ふやしてほしい)」が55.0%と半数以上を占めており、次いで「障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい(ふやしてほしい)」が45.0%、「今の保育園、幼稚園、学校に満足している」が30.0%となっています。



2-2 団体ヒアリング結果の概要

障がいのあるかたに関わる団体や事業所からの意見を通じて、障がいのあるかたの生活状況や課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、調査票に基づくヒアリングを実施しました。

(1) 調査の概要

以下の団体に調査票を郵送して回答を得ました。

対象団体（順不動）	
<input type="radio"/> 社会福祉法人くすのき会播磨園	<input type="radio"/> 就労継続支援 B 型えん花園
<input type="radio"/> なのはな	<input type="radio"/> 佐用福社会いちょう園
<input type="radio"/> 佐用町身体障害者福祉協会	<input type="radio"/> 千種川リハビリテーションセンター・ナーシングホーム
<input type="radio"/> 平成福社会シャイン	<input type="radio"/> はなさきむら作業所
<input type="radio"/> 相談支援事業所すまいる	<input type="radio"/> 地域活動支援センターあさぎり
<input type="radio"/> 親子のがっこう	<input type="radio"/> 佐用町手をつなぐ育成会
<input type="radio"/> 放課後等デイサービスつぼみ	<input type="radio"/> 佐用町社会福祉協議会
<input type="radio"/> 相談支援事業所ふきのとう	

(2) 主な意見

① 団体の活動を継続・発展させる上での課題や必要な支援について。

- 利用者の重度・高齢化に伴う介護量の増加。さまざまな社会資源を開発・活用しながら、質の高いサービスを提供していくため、地域や医療機関など、あらゆる関係機関との連携の仲介や仕組みづくり。
- 福祉に従事する人材の確保。慢性的な人材不足。従事者の高齢化。シルバー人材センターや外国人留学生の雇用。介護ロボットの登用など。
- 設備老朽化による改修費や事業費の支援。
- 会員の増大や後継者づくり。役員の受け手不足。
- 障がい者雇用拡大のための職種開拓や業務委託
- 地域で暮らすかたへ就労や人との交流の促進

人材不足やサービス従事者の高齢化の悩みや施設維持のための支援の希望が目立ちます。また、障がい者が人と交流する機会を促進することが必要です。

②会員（利用者）のかたが困っていることや、将来に向けていちばん不安に思っていること。

- 利用者やその家族の大きな不安のひとつは、「親なき後」の暮らし。自宅や事業所など、住みなれた地域で最期を迎えたいという願いをかなえたい。
- 将来にわたって自分に必要なサービスを受けられるか、経済的なことが心配。
- 成年後見人の選任
- 生涯を住みなれた場所で安心して暮らしたい。（65歳の介護保険制度移行の時の意思表示）
- 高卒後に就労しようにも町内に就労継続支援 A 型の事業所がない。町外へ通勤する交通手段が限られている。
- 小学校になった時以降の療育をするところがない。不登校児への対応が薄い。
- 障がい児が療育を受けたくても受けられないことがある。
- 一人暮らしになって、偏った食事をとっていることや病気になった時のことが不安
- 障がい者を、緊急時や臨時に預ける事業所の確保が難しい
- 障がい者の家族が高齢化して、地域生活が厳しくなっている
- 適切なサービスを提供したくても、相談や事業所につなげにくいし、つながらないこともある。
- 体調不良や疾患で医療的なケアが必要になること
- 交通が不便。病院や買い物に行きたくても、すぐには行けない。タクシー券を使い切ってしまうと自腹になる。今の公共交通や移動支援を維持してほしい。

障がい者やその家族が高齢化することによる経済的なことや生活上の判断をどうするのか不安が高まっています。サービスへつなぐための支援体制を整える必要があります。

③あればよいと思う支援策、その他。

- 知的障がい者の高齢化重度化に対応し、医療支援が可能な事業所の開設。
- 成人のひきこもりなど、活動できる場。
- 身体障がい者のグループホームの設置
- 通所に使うさよさよサービスの無償化
- 地域振興へ障がい者の参画の機会
- 有償ボランティアによる送迎サービスの充実
- 親亡き後の不安をなくせるよう、地域生活支援拠点や成年後見制度などの周知や相談会の開催

障がい者の悩みや希望に、佐用町の地域資源では対応しきれない事業や進みにくい福祉施策への提案がありました。

3. 佐用町障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成29年 3月27日要綱第15号

佐用町障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関する関係者の連携及び相談支援事業をはじめとする障害者支援のシステムづくりに関する協議を行うため、佐用町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること。
- (2) 佐用町障害福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること。
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること。
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること。
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分により町長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に関係する各種団体等に属する者
- (2) 障害者福祉に関係する機関等に属する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人をおく。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、又は、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 町長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会(以下「専門部会等」という。)を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4. 佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例

平成 18 年 6 月 28 日条例第 33 号
改正

平成 22 年 3 月 30 日条例第 19 号

佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、佐用町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、佐用町障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議及び検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 佐用町身体障害者福祉協会を代表する者
- (2) 佐用町手をつなぐ育成会を代表する者
- (3) 佐用町社会福祉協議会を代表する者
- (4) 佐用町民生委員・児童委員協議会を代表する者
- (5) 佐用郡医師会を代表する者
- (6) 佐用町内の障害者施設を代表する者
- (7) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、佐用町障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成22年3月30日条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

5. 佐用町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

No.	団体名・役職	氏名	備考
1	佐用町身体障害者福祉協会 会長	西坂 越次	身体障害者相談員
2	佐用町手をつなぐ育成会 会長	木村 政照	
3	佐用町民生委員児童委員協議会 会長	大江 秀謙	
4	佐用郡医師会 代表	岡本 泰子	
5	佐用町内身体障害者事業所 代表	早川 良季	シャイン施設長
6	佐用町内知的障害者事業所 代表	山根 智世	いちょう園サービス 支援課課長
7	佐用町内精神障害者事業所 代表	黒川 準哉	地域活動支援センター あさぎり所長
8	佐用町内相談支援事業所	尾崎 亮太	すまいる 相談支援専門員
9	住民代表	岩途 由加	佐用町手をつなぐ育 成会学齢期部会代表
10	住民代表	花尾 より子	精神障害者相談員
11	住民代表	岡本 平	知的障害者相談員
12	佐用町社会福祉協議会 事務局長	藤木 卓	
13	龍野健康福祉事務所 生活福祉課長	塚本 ゆきみ	
14	佐用町小中学校校長会 代表	松阪 智幸	三日月小学校長

(敬称略、順不同)

会 長：西坂 越次 副会長：藤木 卓

事務局：健康福祉課 木村昌子、時政典孝、西田陽子、藤田ひかり

松本佳子(保健師)、清水正子(保育園園長代表)

6. 策定経過

期 日	内 容
令和5年2月	障がい者と支援団体の実態調査(アンケート)実施
令和5年11月17日(金)	第1回 策定委員会(議事) <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員選出 ・ 障がい福祉を取り巻く状況と町の課題 ・ 第3次佐用町障がい者計画ほか(骨子案) ・ 今後のスケジュール
令和5年12月18日(月)	第2回 策定委員会(議事) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次佐用町障がい者計画ほか(素案) ・ 今後のスケジュール
令和6年1月10日(水) ～令和6年1月24日(水)	パブリックコメントの実施
令和6年1月31日(水)	第3回 策定委員会(議事) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次佐用町障がい者計画ほか(最終案) ・ その他

7. 町内の障害福祉サービス等事業所一覧

(令和6年3月31日現在)

法人名	事業所名	障害福祉サービス	地域生活支援事業
社会福祉法人 佐用福祉会	いちよう園	施設入所支援、生活介護、短期入所、就労継続支援（B型）	日中一時支援
	グループホーム たんぽぽ	共同生活援助	
	相談支援事業所 すまいる	計画相談支援	地域生活支援拠点
	地域活動支援センター あさぎり		地域活動支援センターⅢ型
社会福祉法人 くすのき会	播磨園	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
社会福祉法人 もみじ会	三原ホーム	施設入所支援、生活介護、短期入所	
社会福祉法人 はなさきむら	はなさきむら作業所	就労継続支援（B型）、生活介護	
	グループホーム コスモス	共同生活援助	
	相談支援事業所 ふきのとう	計画相談支援	
	なのはな	生活介護	
	放課後等デイサービス すつぼみ	放課後等デイサービス	
合同会社 てん	親子のがっこう	放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援	
社会福祉法人 平成福祉会	シャイン	施設入所支援、生活介護、短期入所	日中一時支援
社会福祉法人 聖風会	千種川 ナーシングホーム	施設入所支援、生活介護、短期入所	
	千種川リハビリテーションセンター	施設入所支援、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）	日中一時支援
社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会	佐用町社会福祉協議会 きらめきケアセンター	居宅介護、同行援護	訪問入浴、移動支援
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	朝陽ヶ丘荘障害者 短期入所事業所	短期入所	
一般社団法人 小野の駅	えん花園	就労継続支援（B型）	

8. 用語解説

あ

●アクセシビリティ

英語で「利用のしやすさ」「便利であること」を表す言葉。利便性。支援やサービスが充実しても、利用しにくい制度や申請方法だと支援が届きにくいことから、アクセシビリティの向上が求められている。

●意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。これに関係して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」などの労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

●医療的ケア

在宅や学校等で日常的に行われている、たん吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的介助行為。

●インクルーシブ教育システム

人間の多様性を尊重し、障がいのあるかたもないかたも、ともに学ぶ仕組みのこと。障がいのあるかたが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている。（「障害者権利条約」第24条から抜粋）

か

●権利擁護

自分の権利を表明することが困難な高齢者や、認知症のかた、障がいのあるかたの権利

やニーズ表明を支援し、代弁すること。

●ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・介護・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

●高次脳機能障害

日常生活や社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等）全般を指す言葉。

●合理的配慮

障がいのあるかたから支援の要請があった場合、過重な負担がかからない範囲で、課題の解決につながる支援を行うこと。障がいの程度によらず、支援やサービスが同じ到達点になるように支援の内容を、その人に合わせて配慮する

さ

●サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所。

●差別

障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権や基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。（「障害者権利条約」第2条）

●肢体不自由

上肢、下肢、体幹および乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのあるかたの総称。

●社会モデル

障がいのあるかたが不自由さを感じたり不利益をこうむったりするのは、障がいを感じさせている社会に問題があるという考え方。日本では、「障害者基本法」の改正（平成23年）に伴い、障がいは本人の心身の状態に起因するというそれまでの考え方（医療モデル）から、この社会モデルの考え方に切り替わった。社会モデルにのっとれば、段差を解消するなど社会のあり方を見直すことで、障がいのあるかたの困難な状況を解消できることになる。

た

●地域生活支援事業

障がいのあるかたの自立した日常生活や社会生活などを支えるため、市町村が行う事業。必須事業と任意事業があり、必須事業には、障がいのあるかた等に対する理解を深めるための研修・啓発事業（理解促進・啓発事業）、障がいのあるかたやその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業（自発的活動支援事業）、障がいのあるかたや障がいのある児童の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業（相談支援事業）、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業（成年後見制度利用支援制度）、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業（成年後見制度法人後見支援事業）、手話通訳者の派遣等を行う事業（意思疎通支援事業）、日常生活用具の給付または貸与を行う事業（日常生活用具給付等事業）等がある。

●デジタルデバイド

インターネットの情報を利用できる人とできない人によって、受け取る情報の質や量に生じる格差。情報格差。

な

●難病

「障害者総合支援法」の改正（平成25年）により、難病患者等が障がい者の範囲に加わった。「障害者総合支援法」が定める難病患者等とは、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」とされている。

●ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の分野では、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、症状が通常低年齢において発現するもの。

●バリアフリー

高齢者や障がいのあるかたの自由な行動を妨げるような段差などの物理的障害（バリア）がなく、行動しやすい環境をいう。より広範には、障がいのあるかたを取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用などにおける障壁を取り除くことも含む。

●ピアサポート

同じ問題や課題、悩みなどを持っていたり、同じような環境にいたりするかた同士が、互いに体験を語り合ったり、支え合ったりすること。

●福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民などの福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

●福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

●福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

●法定雇用率

障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体、民間企業等に義務付けられている、雇用者全体に占める障害者の比率。平成 25 年 4 月以降、国、地方公共団体等は 2.3%、民間企業は 2.0%とされており、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならない。

や

●ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、性別や国籍にかかわらず、できるだけ多くのかたが利用できるようにデザインすること。

●要約筆記

聴覚に障がいのあるかたに、会議や授業、会話などの内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

第3次佐用町障がい者計画
第7期佐用町障がい福祉計画
第3期佐用町障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：佐用町 健康福祉課 子育て・福祉室
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地1
電話：0790-82-0661 FAX：0790-82-0144